

情報取扱責任者 各位

株式会社 名古屋証券取引所  
自主規制グループ長 鈴木 武久

### 「決算短信、添付資料」記載要領の見直しについて

拝啓 貴社ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

平素は、決算発表をはじめとして重要な会社情報の適時かつ適切な開示につきまして、格別のご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

ご高承のとおり、決算情報は投資判断情報として最も重要なもののひとつであり、当取引所では、かねてより財務諸表等規則の改正などディスクロージャーに関する諸制度の改正に併せて適宜対応するなどその充実を図ってまいりました。また最近では、特に数値情報以外の文章表現による説明を中心とした「定性的情報」について、その充実を積極的に行っているところでもあります。

一方、早期の決算情報の開示にご努力いただいている皆様方からは、決算発表として求められる内容を全て早期開示することは難しいとのご要望もあり、開示方法の電子化が進む中で、決算情報の詳細性と早期開示を両立する工夫を図ることが重要な課題であると私どもでは認識しております。

このような観点から、私どもでは、昨年より、決算発表資料における財務諸表の注記事項について、開示内容や開示方法の改善を実施してまいりましたが、本年はその内容を更に進め、定性的情報、役員異動等についても開示方法の見直しを行うことを主な内容とする「決算短信、添付資料」記載要領の見直しを下記のとおり行うことといたしました。

この見直しは平成16年3月期の決算発表資料から適用されることとなります（同様の趣旨の変更を平成16年3月中間期からの中間決算発表資料にも適用いたします。）。

つきましては、平成16年3月期の決算発表及び平成16年3月中間期の中間決算発表から、新様式及び添付資料（当取引所のホームページ（<http://www.nse.or.jp>）に掲載しておりますのでご覧ください。）によりご発表いただきますよう宜しくお願い申し上げます。

なお、本通知文の内容につきましては、貴社の決算発表事務担当者の方々にもよろしくご周知いただきたく存じます。

敬 具

## 記

### 1. 決算発表の早期化を促すための記載要領の見直し

#### (1) 注記事項

注記事項については、昨年においても記載方法の見直しを実施していますが、昨年の実施状況及び本年6月のE D I N E T（法定開示書類の電子化システム）の全面稼働を踏まえ、以下の内容で記載要領を見直すことといたしました。

##### 決算発表資料から記載の省略が可能な事項

「リース取引」、「デリバティブ取引」に関する注記事項は、当該注記事項を省略した形式で決算発表資料を公表することができることとします。

なお、省略する場合には、決算発表時に添付資料の項目名は省略せず、「E D I N E Tによる開示を行うため記載を省略している」旨記載するようお願いいたします。

記載していただくことを妨げるものではありません。

この取扱いは、有価証券報告書・半期報告書がE D I N E Tにより開示される場合に限りです。

##### 決算発表時に記載を省略できない事項

「セグメント情報」、「有価証券」に関する注記事項は、内容の重要性等に鑑み、必ず決算発表時点で別紙形式により記載いただくようお願いいたします。

連結財務諸表非作成会社における「持分法投資損益」に関する注記事項についても、同様の取扱いとします。

##### 決算発表時に記載を省略できる事項【決算期末後40日以内に決算発表する会社に限る】

「セグメント情報」、「有価証券」、「持分法投資損益(連結財務諸表非作成会社)」、「継続企業の前提」以外の注記事項につきましては、決算発表の一層の早期化に資するため、決算期末後40日以内に決算発表する会社に関し、決算発表時点までに注記内容が定まっていなくても、当該注記事項を省略しても決算発表が可能と判断されたときは、別途、開示が可能になり次第速やかに開示することができる（追加開示は、遅くとも決算期末後70日以内に行ってください。）こととします。

なお、該当項目については決算発表時に添付資料の項目名は省略せず「記載が可能になり次第『決算発表資料の追加』として開示する」旨及び追加開示の予定時期を記載すること、ならびに、後日開示する際には表題を「決算発表資料の追加（注記事項【追加する注記事項の名称】）」として開示することをお願いいたします。

後日追加開示する際、T D n e t登録による開示に加えて、更に他の方法による開示（記者クラブにおける資料投函等）を行うことについては任意となります。

複数の注記事項について同時に追加開示する場合は、表題のうち「【追加する注記事項の名称】」については、必ずしもすべての注記事項の名称を記載する必要はありませんが、複数の注記事項についての開示であることが分かるものとしてください。

「継続企業の前提」に関する注記は、適時開示規則第2条第1項第1号a fの規定により、上場

会社が財務諸表等又は中間財務諸表等に継続企業の前提に関する事項を注記することを決定した場合、直ちに開示する必要があります（決算発表時であれば決算短信の添付資料に記載し、決算発表後であれば別途資料により開示を行ってください。）。

## （２）定性的情報

決算に係る数値情報を文章で補足し、経営全般に関する上場会社の考え方を示す定性的情報については、決算書類が電子化され、一般投資者が直接閲覧できるように変化してきたことに伴い、その重要性は益々増加してきています。

一方、投資単位の引下げやコーポレート・ガバナンスに関する事項のように必ずしも財務情報と同時に情報提供されることが必須ではないものもあるのではないかと指摘もなされています。

そこで、早期開示に資する観点から、定性的情報の中で特に財務情報との独立性が認められる「投資単位の引下げに関する考え方及び方針等」、「コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及びその施策の実施状況」の２項目の開示につきましては、開示内容の取りまとめ作業等に時間を要し、決算短信等の早期の開示の妨げになる場合には、別途、開示が可能になり次第速やかに開示することができる（追加開示は、遅くとも決算期末後 70 日以内に行ってください。）こととします。

なお、該当項目については決算発表時に添付資料の項目名は削除せず、「記載が可能になり次第『決算発表資料の追加』として開示する」旨及び追加開示の予定時期を記載すること、ならびに、後日開示する際には表題を「決算発表資料の追加（投資単位の引下げに関する事項）」又は「決算発表資料の追加（コーポレート・ガバナンスに関する事項）」として開示することをお願いいたします。

後日追加開示する際、T D n e t 登録による開示に加えて、更に他の方法による開示（記者クラブにおける資料投函等）を行うことについては任意となります。

また、当該項目の開示は、記載要領に示す内容を包含する他の資料（例えば営業報告書等）がある場合は当該資料の全部又は該当部分を T D n e t 登録することで、代替することも可能です。なお、この場合には、表題に「決算発表資料の追加（コーポレート・ガバナンスに関する事項）・営業報告書」のように代替する資料の名称も付記していただくようお願いいたします。

決算発表時に、これらの項目を営業報告書等により代替して開示することも可能です。この場合も、決算発表時に添付資料の項目名は削除せず、「他の資料により代替して開示する」旨記載すること、および、営業報告書等の開示については表題に「決算発表資料の追加（コーポレート・ガバナンスに関する事項）・営業報告書」のように代替する資料の名称も付記していただくようお願いいたします。

中間決算短信においては、従来から「投資単位の引下げに関する考え方及び方針等」、「コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及びその施策の実施状況」の２項目の開示は任意となっています。ただし、直前の決算短信の記載内容から大幅な変更が生じた場合には、開示していただくようお願いいたします。

## （３）役員の変動

役員の変動に関する情報は、決算取締役会において株主総会に付議する取締役等の選任の内容が固まることが多いことから、決算発表と同時に決算情報の一部として添付資料に記載することを求めてまいりました。しかしながら、決算発表は、決算取締役会の

開催や役員の異動の内容が固まることを要件としているものではありません。申し上げるまでもなく、決算発表は、決算に関する財務情報について対外的に公表可能となったタイミングで速やかに開示することが求められているものであり、役員の異動状況はこれと独立した開示内容と考えられます。

そこで、こうした趣旨を個別財務諸表の概要及び決算短信（非連結）の記載要領の中で明確にし、従来決算発表と同時の開示を前提としていた「役員の異動」につきましては、今後は、当該内容が定まった時点で速やかに「決算発表資料（役員の異動）」又は「決算発表資料の追加（役員の異動）」として別途開示していただくことを原則といたします（記載すべき内容に変更はありません。また、原則として、記載すべき内容を一括して記載した資料としてください。）。

なお、決算発表時に添付資料における「役員の異動」という項目名については省略せず「月 日開示済み」又は「記載が可能になり次第開示する」旨及び追加開示の予定時期を記載していただきますようお願いいたします。

一般に、決算発表時期においては、適時開示規則上開示が求められる代表取締役（代表執行役）の異動とその他の役員等の異動が同時に決定される場合が想定されます。「役員の異動」に、代表取締役（代表執行役）の異動が含まれる場合には、「代表取締役等の異動」（「代表執行役等の異動」）として適時開示していただくようお願いいたします。

従来どおり決算発表時に決算発表資料に添付する方式で開示することも可能です。

## 2. 記者会見、決算説明会に利用する独自資料の決算短信への添付について

最近、記者会見や決算説明会等に使用される説明資料については、その内容の充実の進展とともに、直接参加するアナリストや報道機関以外の一般投資者にもこうした情報を公平に提供することが、いわゆるフェアディスクロージャーの観点から重要となってきています。

当取引所では、従来から決算短信添付資料の「その他」項目として「記者会見等に利用する目的で作成した、記載要領で定める添付資料以外の決算内容説明資料」の添付を求めてまいりましたが、今般の記載要領の見直しに伴い、「その他」の記載要領において、より具体的に明示することといたしました。

具体的には、記者会見、決算説明会（決算発表後一両日程度以内を実施されるもの）において決算短信、及びその他項目以外の添付資料の内容を含む資料を作成した場合には、添付資料として決算発表資料に添付していただく、または、「決算発表資料の追加（決算説明会資料）」等として開示していただくことを記載要領に明記することといたします。

## 3. 分かりやすい表現の採用について

決算情報が電子化され、リアルタイムでインターネット上に公開されるようになり、一般投資者が直接当該情報を取得することが普及する中で、従来以上に開示内容や表現について、一般投資者の理解しやすい表現、用語の使用が求められています。そこで、今般の記載要領の見直しを機に、記載要領の欄外に「分かりやすい開示資料の作成に関するお願い」を掲載いたしました。

具体的には、業種や業界において使用される専門用語については、できる限り注釈を付していただくようお願いいたします。このほか、文章表現におけるより具体的な内容を含める工夫や、決算短信に添付する決算説明会用資料等にグラフや図表を積極的に活用していただくことなどが考えられます。

決算情報を、多くの投資者が直接利用することを意識した資料づくりにご理解とご協力をお願いいたします。

#### 4. その他関連情報の開示について

決算発表に関連した会社情報として最近、環境、知的財産、内部統制、社会的責任等に関連した自社の考え方等をまとめた資料を作成、開示する事例が増加する中、こうした資料の開示上の取扱いについてもご質問が多く寄せられるようになってまいりました。

特に知的財産に関しては、経済産業省から本年「知的財産情報開示指針（平成16年1月27日発表）」が公表され、知的財産報告書という形式で網羅的に知的財産情報を開示することに作成者、投資者双方の関心が高まっています。

私どもでは、こうした上場会社自身の自発的で積極的な開示が進展することを歓迎するとともに、開示時期は決算発表時にこだわらないこと、対外公表する場合にはあわせてT D n e tによる開示をしていただくようお願いすることを記載要領に明記することといたしました。

開示にあたって、当該内容のみ記載した資料（例えば環境報告書）を開示するほか、当該内容を含む資料（例えば事業報告書）の全部又は該当部分をそのまま開示していただくことも可能です。

当該情報のT D n e tへの登録につきましては、原則として開示資料選択区分として「P R情報等」を選択してください。

#### 5. 財務会計基準機構の会員マークの表示について

財団法人財務会計基準機構は、我が国の会計基準設定主体である企業会計基準委員会の運営母体として、我が国資本市場の重要なインフラを担っています。

名証ではかねてから、会計基準の重要性に鑑み、これを支える財務会計基準機構の財務基盤の強化を喫緊の課題と考え、上場会社の皆様に会員の加入を繰り返し要請してまいりました。

こうした状況を踏まえ、財務会計基準機構に加入している会社については、決算短信を当取引所がT D n e tシステム上用意している入力フォームに従って作成、開示する場合には、自動的に財務会計基準機構の「会員マーク」及び「（財）財務会計基準機構会員」という表示が決算短信の右上に表示されることといたしました（4月中旬から実施予定）。

これは、財務会計基準機構に加入している会社は、資本市場を支える上場会社にふさわしい識見を有し、行動を実践しているとの投資者による評価を容易なものとし、より一層財務会計基準機構への加入のインセンティブとなることを期待するものです。

なお、入力フォームを利用されない会社や自動表示の開始以前に決算短信を作成される会社につきましては、財務会計基準機構から配布されている「会員マーク」のデータを各自資料に貼り付けることをご対応をお願いいたします。

財務会計基準機構に加入されている上場会社におかれましては、決算発表資料以外の開示資料にも「会員マーク」の添付をお願いいたします。

以 上

「決算短信」等の様式については、名証のホームページ（<http://www.nse.or.jp>）『上場会社提出書類』に掲載しております。別途、郵送を希望される際には、下記までお問い合わせください。

なお、今回改正となる様式は次の通りです。

- ・ 決算短信（連結）
- ・ 個別財務諸表の概要
- ・ 決算短信（非連結）
  
- ・ 中間決算短信（連結）
- ・ 個別中間財務諸表の概要
- ・ 中間決算短信（非連結）
  
- ・ 定性的情報の記載要領

本件のお問合せ先

株式会社名古屋証券取引所 自主規制グループ（上場監理担当）

TEL 052 - 262 - 3174

E-mail syoken@nse.or.jp

平成 年 月期 決算短信（連結）

平成 年 月 日

上場会社名

上場取引所

コード番号

本社所在都道府県

(URL <http://www.> )

代表者 役職名 氏名

問合せ先責任者 役職名 氏名

TEL ( ) -

決算取締役会開催日 平成 年 月 日

親会社名 (コード番号: )

親会社における当社の株式保有比率 %

米国会計基準採用の有無 有・無

1. 年 月期の連結業績（平成 年 月 日～平成 年 月 日）

(1) 連結経営成績

	売上高	営業利益	経常利益
年 月期 ×年×月期	百万円 %	百万円 %	百万円 %

	当期純利益	1株当たり 当期純利益	潜在株式調整後 1株当たり当期純利益	株主資本 当期純利益率	総資本 経常利益率	売上高 経常利益率
年 月期 ×年×月期	百万円 %	円 銭	円 銭	%	%	%

(注) 持分法投資損益 年 月期 百万円 ×年×月期 百万円  
 期中平均株式数（連結） 年 月期 株 ×年×月期 株  
 会計処理の方法の変更 有・無  
 売上高、営業利益、経常利益、当期純利益におけるパーセント表示は、対前期増減率

(2) 連結財政状態

	総資産	株主資本	株主資本比率	1株当たり株主資本
年 月期 ×年×月期	百万円	百万円	%	円 銭

(注) 期末発行済株式数（連結） 年 月期 株 ×年×月期 株

(3) 連結キャッシュ・フローの状況

	営業活動による キャッシュ・フロー	投資活動による キャッシュ・フロー	財務活動による キャッシュ・フロー	現金及び現金同等物 期末残高
年 月期 ×年×月期	百万円	百万円	百万円	百万円

(4) 連結範囲及び持分法の適用に関する事項

連結子会社数 社 持分法適用非連結子会社数 社 持分法適用関連会社数 社

(5) 連結範囲及び持分法の適用の異動状況

連結（新規） 社（除外） 社 持分法（新規） 社（除外） 社

2. 年 月期の連結業績予想（平成 年 月 日～平成 年 月 日）

	売上高	経常利益	当期純利益
中間期 通期	百万円	百万円	百万円

(参考) 1株当たり予想当期純利益（通期） 円 銭

業績予想の利用又は業績予想の開示形式に関する注意文言等の記載欄

## 「決算短信（連結）」の記載要領及び添付資料

### 1 「決算短信（連結）」の1枚目

#### (1) 表題等

##### 決算期の記載

- ・決算期については、原則として年 月期と表記し、各項目での記載にあたっては、当期（今回の決算発表の対象となる連結会計年度）を上段に、前期（今回の決算発表の対象となる連結会計年度の直前の連結会計年度）を下段に記載する。

##### 上場取引所

- ・上場取引所名（国内のみ、略称可）を記載する。〔記載例〕上場取引所：東・大・名

##### URL

- ・会社の自社のホームページ（投資判断情報を提供しているものに限る。）のURLを記載する。

##### 本社所在都道府県

- ・本社の所在地である都道府県名を記載する。

##### 決算取締役会開催日

- ・当該決算発表に係る取締役会開催日を記載する。（開催していない場合は、当該欄を削除する。）

##### 親会社名

- ・他の会社の連結子会社になっている場合については、その親会社名（複数ある場合には、決算短信提出会社に与える影響が最も大きいと認められる会社をいう。）、コード番号（証券コードがある場合のみ記載）及び親会社における決算短信提出会社の株式保有比率（間接保有分を含む。小数第一位未満を四捨五入する。）について記載する。（親会社がない場合は、当該欄を削除する。）

##### 米国会計基準採用の有無

- ・連結財務諸表作成にあたって米国会計基準を採用している場合は、「有」をチェックする。それ以外は「無」をチェックする。なお、「有」をチェックした場合は、表題部分に〔米国会計基準採用〕と付記し、連結業績等の項目名に各社で所要の修正を加えて作成する。

#### (2) 連結業績

売上高、営業利益、経常利益、当期純利益（マイナスの場合は数値の前に「-」を表示する。）

- ・原則として百万円未満を四捨五入する。ただし百万円未満切捨ても可。いずれの場合も経営成績欄の上部右端にその旨を記載すること。前期に関する数字の端数処理方法は、当期に関する数字の端数処理において採用した方法に合わせる。（以下「持分法投資損益」、「総資産」、「株主資本」及び「連結キャッシュ・フローの状況」について同じ。）

対前期増減率（小数第一位未満を四捨五入する。マイナスの場合は数値の前に「-」を表示する。）

$$\left( \frac{\text{当期の数値}}{\text{前期の数値}} - 1 \right) \times 100$$

- ・当期又は前期の利益（営業利益、経常利益、当期純利益）のいずれか一方でもマイナスの場合又は1000%を超える場合は「-」を記載する。

1株当たり当期純利益（銭未満を四捨五入する。マイナスの場合は数値の前に「-」を表示する。）

$$\frac{\text{普通株式に係る当期純利益}}{\text{普通株式の期中平均株式数（連結）}}$$

- ・〈企業会計基準第二号〉一株当たり当期純利益に関する会計基準12～20の算定方法に基づく。

潜在株式調整後1株当たり当期純利益（銭未満を四捨五入する。）

$$\frac{\text{普通株式に係る当期純利益} + \text{当期純利益調整額}}{\text{普通株式に係る期中平均株式数（連結）} + \text{潜在株式に係る権利の行使を仮定した普通株式増加数}}$$

- ・<企業会計基準第二号>一株当たり当期純利益に関する会計基準22、23の算定方法に基づく。
- ・利益が希薄化しない場合又は当期純利益がマイナスの場合は「-」を記載する。

株主資本当期純利益率（小数第一位未満を四捨五入する。マイナスの場合は数値の前に「-」を表示する。）

$$\frac{\text{当期純利益}}{\{ \text{期首資本の部合計（新株式払込金を除く。）} + \text{期末資本の部合計（新株式払込金を除く。）} \} \div 2} \times 100$$

総資本経常利益率（小数第一位未満を四捨五入する。マイナスの場合は数値の前に「-」を表示する。）

$$\frac{\text{経常利益}}{(\text{期首総資本} + \text{期末総資本}) \div 2} \times 100$$

- ・総資本 = 負債の部合計 + 少数株主持分 + 資本の部合計（新株式払込金を除く。）

売上高経常利益率（小数第一位未満を四捨五入する。マイナスの場合は数値の前に「-」を表示する。）

$$\frac{\text{経常利益}}{\text{売上高}} \times 100$$

持分法投資損益（マイナスの場合は数値の前に「-」を表示する。）

- ・持分法投資損益がない場合には金額欄に「-」を記載する。

期中平均株式数（連結）

- ・株式数を1株単位で記載する。
- ・連結財務諸表規則第65条の2第1項の規定により注記しなければならない1株当たり当期純利益の計算に利用する期中平均株式数と一致させる。

会計処理の方法の変更

- ・当期における「連結の範囲」以外の連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更の有無を記載する（会計基準等の変更に伴うものを除く。）。

総資産

- ・期末資産の部の合計を記載する。

株主資本（マイナスの場合は数値の前に「-」を表示する。）

- ・期末資本の部の合計を記載する。

株主資本比率（小数第一位未満を四捨五入する。マイナスの場合は数値の前に「-」を表示する。）

$$\frac{\text{期末資本の部合計}}{\text{期末負債の部合計} + \text{期末少数株主持分} + \text{期末資本の部合計}} \times 100$$

1株当たり株主資本（銭未満を四捨五入する。マイナスの場合は数値の前に「-」を表示する。）

$$\frac{\text{普通株式に係る期末の株主資本の額}}{\text{期末の普通株式の発行済株式数（連結）（欄外に記載される期末発行済株式数（連結））}}$$

- ・<企業会計基準適用指針第四号>一株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針34、35の算定方法に基づく。

期末発行済株式数（連結）

- ・株式数を1株単位で記載する。
- ・連結財務諸表規則第44条の2の規定により注記しなければならない1株当たり純資産額の計算に利用する分母となる株式数と一致させる。

連結キャッシュ・フローの状況（マイナスの場合は数値の前に「 」を表示する。）

- ・連結キャッシュ・フロー計算書における「営業活動によるキャッシュ・フロー」、「投資活動によるキャッシュ・フロー」、「財務活動によるキャッシュ・フロー」及び「現金及び現金同等物の期末残高」を記載する。

連結範囲及び持分法の適用に関する事項

- ・連結子会社数などそれぞれの会社数を記載する。

連結範囲及び持分法の適用の異動状況

- ・前期と比較して、新たに連結子会社を含めた会社がある場合又は連結子会社から除外した会社がある場合について、それぞれの会社数を記載する。また、持分法適用会社の異動の場合も連結子会社の場合に準じて記載する。

### (3) 連結業績予想

売上高、経常利益、当期純利益（マイナスの場合は数値の前に「 」を表示する。）

- ・次期（次の決算発表の対象となる連結会計年度）の中間期及び通期の業績予想を可能な範囲で記載する。

1株当たり予想当期純利益（通期）

$$\frac{\text{普通株式に係る予想当期純利益}}{\text{期末発行済株式数（連結）（当期末）}}$$

- ・分子は、1株当たり当期純利益の算定方法に準じる。
- ・分母は、1.(2)「連結財政状態」の欄外に記載する当期の「期末発行済株式数（連結）」とする。
- ・上記以外の方法により算出する場合（既に決議・開示されている株式分割等による株式数の増加を考慮する場合など）には、その旨と計算上の根拠を注記する。

業績予想の利用又は業績予想の開示形式に関する注意文言等の記載

- ・「経営成績及び財政状態」等における記載内容を参照すべき旨と参照ページを記載する。
- ・何らかの合理的な事情により、「決算短信（連結）」を所定の様式に沿って作成していない場合には、その旨を記載する。なお、「経営成績及び財政状態」において、その理由について記載する。

## 2 添付資料

### (1) 企業集団の状況

- ・有価証券報告書の「事業の内容」に記載する「事業系統図」、「関係会社の状況」等を利用し、企業集団について、親会社や重要な子会社等を分かりやすく記載する。
- ・上場会社の子会社のうち、国内の証券市場に株式を上場（又は公開）している会社について、会社名及び公開市場の名称を記載する。

### (2) 経営方針並びに経営成績及び財政状態

- ・「定性的情報の記載要領」参照

### (3) 連結財務諸表等

- ・連結貸借対照表、連結損益計算書、連結剰余金計算書及び連結キャッシュ・フロー計算書（当期と前期の比較形式。主な項目の増減も併せて記載）並びに連結財務諸表作成の基本となる事項を添付する。（連結財務諸表規則に基づいて記載する。）
- ・「連結財務諸表作成の基本となる重要な事項」については、当期に連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更があった場合には、その内容及び損益に与える影響額も記載する。
- ・連結財務諸表規則において記載が求められる注記事項等（連結財務諸表規則第15条の2から第15条の9までに定める注記事項等を除く。）を記載する（脚注形式でも別紙形式でも可）。ただし、連結貸借対照表、連結損益計算書上他の科目と区別して記載しているもの又は「経営成績及び財政状態」等他の適当な箇所

に記載があるものは注記を要しない。

- ・上記以外の連結財務諸表規則において記載が求められる注記事項等（連結財務諸表規則第15条の2から第15条の9までにおいて記載が求められる注記事項等、以下に掲げる ~ の事項）については、別紙形式（注記の表題を掲げて表示する形式）で記載する（関連当事者との取引及び税効果会計を除き当期と前期の比較形式）。

セグメント情報

リース取引

関連当事者との取引

税効果会計

有価証券

デリバティブ取引

退職給付

継続企業の前提

継続企業の前提に関する注記は、適時開示規則第2条第1項第1号afの規定により、上場会社が、財務諸表等に継続企業の前提に関する事項を注記することを決定した場合、直ちに開示する必要がある（決算発表時であれば決算短信の添付資料に記載し、決算発表後であれば別途資料により開示を行う。）。

継続企業の前提に関する注記において、当該事象又は状況を解消又は大幅に改善するために経営者が行なった対応及び将来の計画を記載する場合は、定性的情報における「中長期的な会社の経営戦略」、「会社の対処すべき課題」、「経営成績」、「財政状態」の記述と内容的に重複するものであっても、当該記載欄に独立して掲載するものとする。

- ・普通株式と権利関係の異なる種類株式（優先株、劣後株、子会社連動配当株等）を発行している若しくは「米国会計基準」を採用している場合は、1株当たり当期純利益の計算内容及び種類毎の期中平均株式数及び期末発行済株式数についても記載する。

(4) 生産、受注及び販売の状況（当期と前期の比較形式）

- ・「経営成績及び財政状態」等他の適当な箇所に記載があるものは記載を要しない。

(5) 個別財務諸表の概要（詳細は、「個別財務諸表の概要」の記載要領を参照）

(6) その他

- ・記者会見、決算説明会（決算発表後一両日程度以内に実施されるもの）において使用することを目的に、決算短信及び上記(1)から(5)までの添付資料以外の内容を含む資料を作成した場合には、当該資料を決算発表資料に添付する、又は、「決算発表資料の追加（決算説明会資料）」等として開示する。

(注) 1 添付資料の金額単位は原則として決算短信（連結）の1枚目と同一（百万円単位）とする。ただし、添付資料の金額単位が1枚目の金額単位未満（千円単位）となる場合は同一でなくても可。

2 有価証券に係る注記の記載にあたっては、個別決算情報と連結決算情報を同時に発表する場合は、個別財務諸表の概要に「有価証券」として注記するもの（子会社株式及び関連会社株式関係）を併せて記載することができる。

3 リース取引及びデリバティブ取引に係る注記事項は、記載を省略することができる（有価証券報告書がEDINETにより開示される場合に限る。）。この場合には項目名を削除せず、「EDINETにより開示を行うため記載を省略している」旨記載すること。なお、開示することを妨げるものではない。

4 決算期末後40日以内に決算発表をする会社については、決算発表時点までに注記事項（セグメント情報、有価証券及び継続企業の前提に係る注記を除く。）の記載内容が定まっていなかった場合であっても、当該注記事項を省略しても決算発表が可能と上場会社が判断したときは、当該注記を省略して決算発表を行うことができる。なお、この場合には、各項目名を削除せず、「記載が可能になり次第『決算発表資料の追加』とし

て開示する」旨及び追加開示の予定時期を記載し、決算発表時点で省略した注記事項については、決算期末後70日以内において記載が可能になり次第「決算発表資料の追加（注記事項【追加する注記事項の名称】）」（複数の注記事項について同時に追加開示する場合は、必ずしもすべての注記事項の名称を記載する必要はないが、複数の注記事項についての開示であることが分かるものとする。）として開示すること。

- 5 決算短信（連結）の1枚目及び添付資料はA4判で作成する。また、1枚目の部分が2枚にわたる場合、表中の数値は1枚目に記載し、注記事項を2枚目に記載すること。

平成 年 月期 決算短信(連結) [米国会計基準] 平成 年 月 日

上場会社名 上場取引所  
 コード番号 本社所在都道府県  
 (URL <http://www.> )  
 代表者 役職名 氏名  
 問合せ先責任者 役職名 氏名 TEL ( ) -  
 決算取締役会開催日 平成 年 月 日  
 親会社名 (コード番号: ) 親会社における当社の株式保有比率 %  
 米国会計基準採用の有無 有・無

1. 年 月期の連結業績(平成 年 月 日~平成 年 月 日)

(1) 連結経営成績

	売上高	営業利益	税引前当期純利益
年 月期 ×年×月期	百万円 %	百万円 %	百万円 %

	当期純利益	1株当たり 当期純利益	潜在株式調整後 1株当たり当期純利益	株主資本 当期純利益率	総資本税引前 当期純利益率	売上高税引前 当期純利益率
年 月期 ×年×月期	百万円 %	円 銭	円 銭	%	%	%

(注) 持分法投資損益 年 月期 百万円 ×年×月期 百万円  
 会計処理の方法の変更 有・無  
 期中平均株式数 年 月期 株 ×年×月期 株  
 売上高、営業利益、税引前当期純利益、当期純利益におけるパーセント表示は、対前期増減率

(2) 連結財政状態

	総資産	株主資本	株主資本比率	1株当たり株主資本
年 月期 ×年×月期	百万円	百万円	%	円 銭

(注) 期末発行済株式数 年 月期 株 ×年×月期 株

(3) 連結キャッシュ・フローの状況

	営業活動による キャッシュ・フロー	投資活動による キャッシュ・フロー	財務活動による キャッシュ・フロー	現金及び現金同等物 期末残高
年 月期 ×年×月期	百万円	百万円	百万円	百万円

(4) 連結範囲及び持分法の適用に関する事項

連結子会社数 社 持分法適用非連結子会社数 社 持分法適用関連会社数 社

(5) 連結範囲及び持分法の適用の異動状況

連結(新規) 社 (除外) 社 持分法(新規) 社 (除外) 社

2. 年 月期の連結業績予想(平成 年 月 日~平成 年 月 日)

	売上高	税引前利益	当期純利益
中間期 通期	百万円	百万円	百万円

(参考) 1株当たり予想当期純利益(通期) 円 銭

業績予想の利用又は業績予想の開示形式に関する注意文言等の記載欄

平成 年 月期 個別財務諸表の概要

平成 年 月 日

上場会社名  
コード番号

上場取引所  
本社所在都道府県

(URL <http://www.> )

代表者 役職名 氏名

問合せ先責任者 役職名 氏名

TEL ( ) -

決算取締役会開催日 平成 年 月 日

中間配当制度の有無 有・無

定時株主総会開催日 平成 年 月 日

単元株制度採用の有無 有(1単元 株)・無

1. 年 月期の業績(平成 年 月 日~平成 年 月 日)

(1) 経営成績

	売上高	営業利益	経常利益
	百万円 %	百万円 %	百万円 %
年 月期			
×年×月期			

	当期純利益	1株当たり 当期純利益	潜在株式調整後 1株当たり当期純利益	株主資本 当期純利益率	総資本 経常利益率	売上高 経常利益率
	百万円 %	円 銭	円 銭	%	%	%
年 月期						
×年×月期						

(注) 期中平均株式数 年 月期 株 ×年×月期 株

会計処理の方法の変更 有・無

売上高、営業利益、経常利益、当期純利益におけるパーセント表示は、対前期増減率

(2) 配当状況

	1株当たり年間配当金			配当金総額 (年間)	配当性向	株主資本 配当率
	中間	期末	円 銭			
	円 銭	円 銭	円 銭	百万円	%	%
年 月期						
×年×月期						

(注) 年 月期期末配当金の内訳

(3) 財政状態

	総資産	株主資本	株主資本比率	1株当たり株主資本
	百万円	百万円	%	円 銭
年 月期				
×年×月期				

(注) 期末発行済株式数 年 月期 株 ×年×月期 株

期末自己株式数 年 月期 株 ×年×月期 株

2. 年 月期の業績予想(平成 年 月 日~平成 年 月 日)

	売上高	経常利益	当期純利益	1株当たり年間配当金		
				中間	期末	円 銭
	百万円	百万円	百万円	円 銭	円 銭	円 銭
中間期						
通期						

(参考) 1株当たり予想当期純利益(通期) 円 銭

業績予想の利用又は業績予想の開示形式に関する注意文言等の記載欄

## 「個別財務諸表の概要」の記載要領及び添付資料

### 1 「個別財務諸表の概要」の1枚目

#### (1) 表題等（連単同時発表の場合についても、会社名等の必要事項を記載する。）

##### 決算期の記載

- ・決算期については、原則として年 月期と表記し、各項目での記載にあたっては、当期（今回の決算発表の対象となる事業年度）を上段に、前期（今回の決算発表の対象となる事業年度の直前の事業年度）を下段に記載する。

##### 上場取引所

- ・上場取引所名（国内のみ、略称可）を記載する。〔記載例〕上場取引所：東・大・名

##### URL

- ・会社の自社のホームページ（投資判断情報を提供しているものに限る。）のURLを記載する。

##### 本社所在都道府県

- ・本社の所在地である都道府県名を記載する。

##### 決算取締役会開催日

- ・当該決算発表に係る取締役会開催日を記載する。（開催していない場合は、当該欄を削除する。）

##### 中間配当制度の有無

- ・中間配当制度の有無について記載する。

##### 定時株主総会開催日

- ・定時株主総会開催日について記載する。

##### 単元株制度採用の有無

- ・単元株制度の採用の有無について記載する。
- ・単元株制度の採用会社は1単元の株式の数を記載する。

#### (2) 業績

##### 売上高・営業利益・経常利益・当期純利益（マイナスの場合は数値の前に「-」を表示する。）

- ・原則として百万円未満を四捨五入する。ただし百万円未満切捨ても可。いずれの場合も経営成績欄の上部右端にその旨を記載すること。前期に関する数字の端数処理方法は、当期に関する数字の端数処理において採用した方法に合わせることを。（以下「配当金総額」、「総資産」及び「株主資本」について同じ。）

##### 対前期増減率（小数第一位未満を四捨五入する。マイナスの場合は数値の前に「-」を表示する。）

$$\left( \frac{\text{当期の数値}}{\text{前期の数値}} - 1 \right) \times 100$$

- ・当期又は前期の利益（営業利益、経常利益、当期純利益）のいずれか一方でもマイナスの場合又は1000%を超える場合は「-」を記載する。

##### 1株当たり当期純利益（銭未満を四捨五入する。マイナスの場合は数値の前に「-」を表示する。）

$$\frac{\text{普通株式に係る当期純利益}}{\text{普通株式の期中平均株式数}}$$

- ・<企業会計基準第二号>一株当たり当期純利益に関する会計基準12～20の算定方法に基づく。

潜在株式調整後1株当たり当期純利益（銭未満を四捨五入する。）

$$\frac{\text{普通株式に係る当期純利益} + \text{当期純利益調整額}}{\text{普通株式の期中平均株式数} + \text{潜在株式に係る権利の行使を仮定した普通株式増加数}}$$

- ・<企業会計基準第二号>一株当たり当期純利益に関する会計基準22、23の算定方法に基づく。
- ・利益が希薄化しない場合又は当期純利益がマイナスの場合は「-」を記載する。

株主資本当期純利益率（小数第一位未満を四捨五入する。マイナスの場合は数値の前に「-」を表示する。）

$$\frac{\text{当期純利益}}{\{\text{期首資本の部合計（新株式払込金を除く。）} + \text{期末資本の部合計（新株式払込金を除く。）}\} \div 2} \times 100$$

総資本経常利益率（小数第一位未満を四捨五入する。マイナスの場合は数値の前に「-」を表示する。）

$$\frac{\text{経常利益}}{(\text{期首総資本} + \text{期末総資本}) \div 2} \times 100$$

- ・総資本 = 負債の部合計 + 資本の部合計（新株式払込金を除く。）

売上高経常利益率（小数第一位未満を四捨五入する。マイナスの場合は数値の前に「-」を表示する。）

$$\frac{\text{経常利益}}{\text{売上高}} \times 100$$

期中平均株式数

- ・株式数を1株単位で記載する。
- ・財務諸表等規則第95条の5の2第1項の規定により注記しなければならない1株当たり当期純利益の計算に利用する期中平均株式数と一致させる。

会計処理の方法の変更

- ・当期の会計方針の変更の有無を記載する（会計基準等の改正に伴うものを除く。）。

1株当たり年間配当金

- ・1株当たり中間配当金、1株当たり期末配当金及び1株当たり年間配当金（中間配当金と期末配当金の合計）を記載する。
- ・新株式と旧株式の配当が異なる場合には旧株式の配当を記載する。
- ・無配の場合は「0円0銭」と記載する。
- ・中間配当制度のない場合には「中間」の欄に「-」を記載する。

配当金総額（年間）

- ・中間配当金総額と期末配当金総額の合計を記載する。

配当性向（小数第一位未満を四捨五入する。マイナスの場合は「-」を記載する。）

$$\frac{\text{1株当たり配当金額}}{\text{1株当たり当期純利益}} \times 100$$

株主資本配当率（小数第一位未満を四捨五入する。）

$$\frac{\text{配当金総額}}{\text{期末資本の部合計（新株式払込金を除く。）}} \times 100$$

期末配当金の内訳

- ・当期の「配当金」に記念配当又は特別配当がある場合には、配当金の内訳を記載する。（記念配当及び特別配当がない場合は、当該欄を削除する。）

総資産

- ・期末資産の部の合計を記載する。

株主資本（マイナスの場合は数値の前に「 」を表示する。）

- ・期末資本の部の合計を記載する。

株主資本比率（小数第一位未満を四捨五入する。マイナスの場合は数値の前に「 」を表示する。）

$$\frac{\text{期末資本の部合計}}{\text{期末負債の部合計} + \text{期末資本の部合計}} \times 100$$

1株当たり株主資本（銭未満を四捨五入する。マイナスの場合は数値の前に「 」を表示する。）

$$\frac{\text{普通株式に係る期末の株主資本の額}}{\text{期末の普通株式の発行済株式数（欄外に記載される期末発行済株式数）}}$$

- ・<企業会計基準適用指針第四号>一株あたり当期純利益に関する会計基準の適用指針34、35の算定方法に基づく。

期末発行済株式数

- ・株式数を1株単位で記載する。
- ・財務諸表等規則第68条の3の規定により注記しなければならない1株当たり純資産額の計算に利用する分母となる株式数と一致させる。

期末自己株式数

- ・株式数を1株単位で記載する。

### (3) 業績予想

売上高、経常利益、当期純利益、1株当たり年間配当金（マイナスの場合は数値の前に「 」を表示する。）

- ・次期（次の決算発表の対象となる事業年度）の中間期及び通期の業績予想を可能な範囲で記載する。
- ・無配の予想を行う場合は「0円0銭」と記載する。

1株当たり予想当期純利益（通期）

$$\frac{\text{普通株式に係る予想当期純利益}}{\text{期末発行済株式数（当期末）}}$$

- ・分子は、1株当たり当期純利益の算定方法に準じて算出する。
- ・分母は、1.(3)「財政状態」の欄外に記載する当期の「期末発行済株式数」とする。
- ・上記以外の方法により算出する場合（既に決議・開示されている株式分割等による株式数の増加を考慮する場合など）には、その旨と計算上の根拠を注記する。

業績予想の利用又は業績予想の開示形式に関する注意文言等の記載

- ・「決算短信（連結）」の「経営成績及び財政状態」等における記載内容を参照すべき旨と参照ページを記載する。なお、「決算短信（連結）」と同日に発表を行なわない場合には、適宜、参照すべき内容を添付資料中に記載する。
- ・何らかの合理的な事情により、「個別財務諸表の概要」を所定の様式に沿って作成していない場合には、その旨を記載する。なお、「決算短信（連結）」の「経営成績及び財政状態」において、その理由を記載する。

## 2 添付資料

個別決算と連結決算を同時に発表しない場合（個別決算に係る部分のみを先行して発表する場合）であっても、上記1の要領で作成した「個別財務諸表の概要」（1枚目）に、少なくとも以下の書類を添付して開示するよう要請しています。なお、後日、「決算短信（連結）」を開示する際には、「個別財務諸表の概要」とその添付資料として開示した内容について、添付資料から除外して差し支えありません。

(1) 個別財務諸表等

- ・貸借対照表、損益計算書及び利益処分計算書（当期と前期の比較形式。主な項目の増減も併せて記載。）並びに重要な会計方針を添付する。（財務諸表等規則に基づいて記載する。）
- ・「重要な会計方針」については、当期に会計処理方針の変更があった場合には、その内容及び損益に与える影響額も記載する。
- ・財務諸表等規則において記載が求められる注記事項等（財務諸表等規則第8条の6、第8条の7第1項第3号、第8条の12及び第8条の14に定める注記事項を除く。）を記載する（脚注形式でも別紙形式でも可）。ただし、貸借対照表、損益計算書上他の科目と区別して記載のあるもの又は「決算短信（連結）」の「経営成績及び財政状態」等他の適当な箇所に記載があるものは注記を要しない。
- ・上記以外の財務諸表等規則において記載が求められる注記事項等（財務諸表等規則第8条の6、第8条の7第1項第3号、第8条の12及び第8条の14において記載が求められる注記事項等、以下に掲げる～の事項）については、別紙形式（注記の表題を掲げて表示する形式）で記載する（税効果会計を除き当期と前期の比較形式）。

リース取引

有価証券（子会社株式及び関連会社株式関係）

税効果会計

継続企業的前提

継続企業的前提に関する注記は、適時開示規則第2条第1項第1号afの規定により、上場会社が、財務諸表等に継続企業的前提に関する事項を注記することを決定した場合、直ちに開示する必要がある（決算発表時であれば決算短信の添付資料に記載し、決算発表後であれば別途資料により開示を行う。）。

継続企業的前提に関する注記において、当該事象又は状況を解消又は大幅に改善するために経営者が行った対応及び将来の計画を記載する場合は、定性的情報における「中長期的な会社の経営戦略」、「会社の対処すべき課題」、「経営成績」、「財政状態」の記述と内容的に重複するものであっても、当該記載欄に独立して記載するものとする。

- ・普通株式と権利関係の異なる種類株式（優先株、劣後株、子会社連動配当株等）を発行している場合は、1株当たり当期純利益の計算内容及び種類毎の期中平均株式数及び期末発行済株式数についても記載する。
- ・当期中に発行済株式数の増加又は減少があった場合には、その内容を注記する。

新株発行：発行形態（公募、株主割当又は第三者割当による新株式の発行、転換予約権付株式又は強制転換条件付株式の転換、新株予約権又は新株予約権付社債に係る新株予約権の行使、合併又は株式分割等の別を記載する。）、発行株式数、発行価格及び資本組入額

株式分割（併合）：分割（併合）比率又は発行（減少）株式数

自己株式の消却：消却株式数及び株式の取得価額の総額

- ・利益処分計算書については、新株式と旧株式の配当が異なる場合、記念配当又は特別配当がある場合、優先株式（劣後株式）又は子会社連動配当株式等を発行している場合に、「1株当たり配当金の内訳」を記載する。

（記載例）1株当たり配当金の内訳

	年 月 期			×年×月期		
	年 間	中 間	期 末	年 間	中 間	期 末
	円 銭	円 銭	円 銭	円 銭	円 銭	円 銭
普通（旧）株式 （内訳）						
記念配当						
特別配当						
普通（新）株式						
優先株式						
子会社連動配当株式						

- ・取締役の報酬に関し、商法第269条に基づいて株主総会に付議する場合には、利益処分案の欄外に、その内容を記載する。

- ・当該事業年度において株式分割を行った会社については、1株当たり指標（1株当たり当期純利益、1株当たり配当金、1株当たり株主資本）の遡及修正（現在の発行済株式数（期中平均株式数）を基準に過去に算定した数値を遡って修正・調整することで指標としての継続性を保持する措置）を行い、その値を「1株当たり指標遡及修正値」として記載する。

（記載例）1株当たり指標遡及修正値

決算短信に記載されている1株当たり指標を 年 月期の数値を100として、これまでに実施した株式分割等に伴う希薄化を修正・調整した数値に表示しますと以下のとおりとなります。

	年 月期		×年×月期	
	中 間	期 末	中 間	期 末
1株当たり当期純利益 1株当たり配当金 1株当たり株主資本	円 銭	円 銭	円 銭	円 銭

（注） 年 月期に株式分割を実施

効力発生日 年 月 日に1：2の株式分割

- (2) 役員の異動（代表者とその他役員に区分して、決算短信提出会社の役員の異動（就退任日を含む。）について記載する。該当のない場合はその旨を記載する。）

新任取締役候補、新任執行役候補又は新任監査役候補の欄の記載は次のとおり。

- ・ 予定される新役職名（現在の役職名等）・氏名

退任予定取締役、退任予定執行役又は退任予定監査役の欄の記載は次のとおり。

- ・ 現在の役職名（退任後新たな就任先が内定している場合の当該役職名等）・氏名

昇格（降格）の場合は、新任、退任に準じて欄を設ける。その場合の記載は次のとおり。

- ・ 予定される新役職名（現在の役職名等）・氏名

役職名については、「部長」、「工場長」（新任の場合、社外役員等を含む。）等他の職務も兼任の場合は、役職名と併せて他の職務も明記する。

監査役については、常勤、非常勤の別を明記する。社外監査役（「商法及び株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律の一部を改正する法律」（平成13年法律第149号）による改正後の株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律第18条第1項の社外監査役の要件を充足する者）についても、その旨を明記する。

社外取締役（商法第188条第2項第7号の2に規定する社外取締役）については、その旨を明記する。

（注意点）

「役員の異動」については、決算発表時期に関わりなく、当該記載事項の内容が定まった時点で速やかに「決算発表資料（役員の異動）」又は「決算発表資料の追加（役員の異動）」として別途開示することを原則とします。（原則として、記載すべき内容を一括して記載した資料としてください。）この場合、決算発表資料においては当該項目名を省略せず、「 月 日開示済み」又は「記載が可能になり次第開示する」旨及び追加開示の予定時期を記載してください。なお、適時開示規則上開示が求められる代表取締役（代表執行役）の異動が含まれる場合は、「代表取締役等の異動」（「代表執行役等の異動」）として適時開示してください。

決算発表時に、決算発表資料に添付する方式で開示を行うことも可能です。

- (3) その他

- ・ 記者会見、決算説明会（決算発表後一両日程度以内実施されるもの）において使用することを目的に、決算短信並びに上記(1)及び(2)の添付資料以外の内容を含む資料を作成した場合には、当該資料を決算発表資料に添付する、又は、「決算発表資料の追加（決算説明会資料）」等として開示する。

- (注) 1 添付資料の金額単位は原則として個別財務諸表の概要の1枚目と同一(百万円単位)とする。ただし、添付資料の金額単位が1枚目の金額単位未満(千円単位)となる場合は同一でなくともかまわない。
- 2 リース取引に係る注記事項は、記載を省略することができる(有価証券報告書がEDINETにより開示される場合に限る。)。この場合には項目名を削除せず、「EDINETにより開示を行うため記載を省略している」旨記載すること。なお、開示することを妨げるものではない。
- 3 決算期末後40日以内に決算発表をする会社については、決算発表時点までに注記事項(有価証券及び継続企業の前提に係る注記を除く。)の記載内容が定まっていなくても、当該注記事項を省略しても決算発表が可能と上場会社が判断したときは、当該注記を省略して決算発表を行うことができる。なお、この場合には、各項目名を削除せず、「記載が可能になり次第『決算発表資料の追加』として開示する」旨及び追加開示の予定時期を記載し、決算発表時点で省略した注記事項については、決算期末後70日以内において記載が可能になり次第「決算発表資料の追加(注記事項【追加する注記事項の名称】)」(複数の注記事項について同時に追加開示する場合は、必ずしもすべての注記事項の名称を記載する必要はないが、複数の注記事項についての開示であることが分かるものとする。)として開示すること。
- 4 個別財務諸表の概要の1枚目及び添付資料はA4判で作成する。また、1枚目の部分が2枚にわたる場合、表中の数値は1枚目に記載し、注記事項を2枚目に記載する。

平成 年 月期 決算短信（非連結）

平成 年 月 日

上場会社名  
コード番号

上場取引所  
本社所在都道府県

(URL <http://www.> )

代表者 役職名 氏名

問合せ先責任者 役職名 氏名

TEL ( ) -

決算取締役会開催日 平成 年 月 日

中間配当制度の有無 有・無

定時株主総会開催日 平成 年 月 日

単元株制度採用の有無 有(1単元株)・無

親会社名 (コード番号: )

親会社における当社の株式保有比率 %

1. 年 月期の業績(平成 年 月 日~平成 年 月 日)

(1) 経営成績

年 月期 ×年×月期	売上高		営業利益		経常利益	
	百万円	%	百万円	%	百万円	%

年 月期 ×年×月期	当期純利益		1株当たり 当期純利益	潜在株式調整後 1株当たり当期純利益	株主資本 当期純利益率	総資本 経常利益率	売上高 経常利益率
	百万円	%	円 銭	円 銭	%	%	%

(注) 持分法投資損益 年 月期 百万円 ×年×月期 百万円  
 期中平均株式数 年 月期 株 ×年×月期 株  
 会計処理の方法の変更 有・無  
 売上高、営業利益、経常利益、当期純利益におけるパーセント表示は、対前期増減率

(2) 配当状況

年 月期 ×年×月期	1株当たり年間配当金			配当金総額 (年間) 百万円	配当性向 %	株主資本 配当率 %
	円 銭	中間 円 銭	期末 円 銭			

(注) 年 月期期末配当金の内訳

(3) 財政状態

年 月期 ×年×月期	総資産	株主資本	株主資本比率	1株当たり株主資本
	百万円	百万円	%	円 銭

(注) 期末発行済株式数 年 月期 株 ×年×月期 株  
 期末自己株式数 年 月期 株 ×年×月期 株

(4) キャッシュ・フローの状況

年 月期 ×年×月期	営業活動による キャッシュ・フロー	投資活動による キャッシュ・フロー	財務活動による キャッシュ・フロー	現金及び現金同等物 期末残高
	百万円	百万円	百万円	百万円

2. 年 月期の業績予想(平成 年 月 日~平成 年 月 日)

中間期 通期	売上高 百万円	経常利益 百万円	当期純利益 百万円	1株当たり年間配当金		
				中間 円 銭	期末 円 銭	円 銭

(参考) 1株当たり予想当期純利益(通期) 円 銭

業績予想の利用又は業績予想の開示形式に関する注意文言等の記載欄

## 「決算短信（非連結）」の記載要領及び添付資料

### 1 「決算短信（非連結）」の1枚目

#### (1) 表題等

##### 決算期の記載

- ・決算期については、原則として年 月期と表記し、各項目での記載にあたっては、当期（今回の決算発表の対象となる事業年度）を上段に、前期（今回の決算発表の対象となる事業年度の直前の事業年度）を下段に記載する。

##### 上場取引所

- ・上場取引所名（国内のみ、略称可）を記載する。〔記載例〕上場取引所：東・大・名

##### URL

- ・会社の自社のホームページ（投資判断情報を提供しているものに限る。）のURLを記載する。

##### 本社所在都道府県

- ・本社の所在地である都道府県名を記載する。

##### 決算取締役会開催日

- ・当該決算発表に係る取締役会開催日を記載する。（開催していない場合は、当該欄を削除する。）

##### 中間配当制度の有無

- ・中間配当制度の有無について記載する。

##### 定時株主総会開催日

- ・定時株主総会開催日について記載する。

##### 単元株制度採用の有無

- ・単元株制度の採用の有無について記載する。
- ・単元株制度の採用会社は1単元の株式の数を記載する。

##### 親会社名

- ・他の会社の連結子会社になっている場合については、その親会社名（複数ある場合には、決算短信提出会社に与える影響が最も大きいと認められる会社をいう。）、コード番号（証券コードがある場合のみ記載）及び親会社における決算短信提出会社の株式保有比率（間接保有分を含む。小数第一位未満を四捨五入する。）について記載する。（親会社がない場合は、当該欄を削除する。）

#### (2) 業績

売上高、営業利益、経常利益、当期純利益（マイナスの場合は数値の前に「-」を表示する。）

- ・原則として百万円未満を四捨五入する。ただし百万円未満切捨ても可。いずれの場合も経営成績欄の上部右端にその旨を記載すること。前期に関する数字の端数処理方法は、当期に関する数字の端数処理において採用した方法に合わせる。（以下「持分法投資損益」、「総資産」、「株主資本」及び「キャッシュ・フローの状況」について同じ。）

対前期増減率（小数第一位未満を四捨五入する。マイナスの場合は数値の前に「-」を表示する。）

$$\left( \frac{\text{当期の数値}}{\text{前期の数値}} - 1 \right) \times 100$$

- ・当期又は前期の利益（営業利益、経常利益、当期純利益）のいずれか一方でもマイナスの場合又は1000%を超える場合は「-」を記載する。

1株当たり当期純利益（銭未満を四捨五入する。マイナスの場合は数値の前に「-」を表示する。）

$$\frac{\text{普通株式に係る当期純利益}}{\text{普通株式の期中平均株式数}}$$

・<企業会計基準第二号>一株当たり当期純利益に関する会計基準12～20の算定方法に基づく。

潜在株式調整後1株当たり当期純利益（銭未満を四捨五入する。）

$$\frac{\text{普通株式に係る当期純利益} + \text{当期純利益調整額}}{\text{普通株式の期中平均株式数} + \text{潜在株式に係る権利の行使を仮定した普通株式増加数}}$$

・<企業会計基準第二号>一株当たり当期純利益に関する会計基準22、23の算定方法に基づく。  
・利益が希薄化しない場合又は当期純利益がマイナスの場合は「-」を記載する。

株主資本当期純利益率（小数第一位未満を四捨五入する。マイナスの場合は数値の前に「-」を表示する。）

$$\frac{\text{当期純利益}}{\{ \text{期首資本の部合計（新株式払込金を除く。）} + \text{期末資本の部合計（新株式払込金を除く。）} \} \div 2} \times 100$$

総資本経常利益率（小数第一位未満を四捨五入する。マイナスの場合は数値の前に「-」を表示する。）

$$\frac{\text{経常利益}}{(\text{期首総資本} + \text{期末総資本}) \div 2} \times 100$$

・総資本 = 負債の部合計 + 資本の部合計（新株式払込金を除く。）

売上高経常利益率（小数第一位未満を四捨五入する。マイナスの場合は数値の前に「-」を表示する。）

$$\frac{\text{経常利益}}{\text{売上高}} \times 100$$

持分法投資損益（マイナスの場合は数値の前に「-」を表示する。）

・持分法投資損益がない場合には金額欄に「-」を記載する。

期中平均株式数

- ・株式数を1株単位で記載する。
- ・財務諸表等規則第95条の5の2第1項の規定により注記しなければならない1株当たり当期純利益の計算に利用する期中平均株式数と一致させる。

会計処理の方法の変更

・当期における会計処理方法の変更の有無を記載する（会計基準等の改正に伴うものを除く。）。

1株当たり年間配当金

- ・1株当たり中間配当金、1株当たり期末配当金及び1株当たり年間配当金（中間配当金と期末配当金の合計）を記載する。
- ・新株式と旧株式の配当が異なる場合には旧株式の配当を記載する。
- ・無配の場合は「0円0銭」と記載する。
- ・中間配当制度のない場合には「中間」の欄に「-」を記載する。

配当金総額（年間）

・中間配当金総額と期末配当金総額の合計を記載する。

配当性向（小数第一位未満を四捨五入する。マイナスの場合は「-」を記載する。）

$$\frac{\text{1株当たり配当金額}}{\text{1株当たり当期純利益}} \times 100$$

株主資本配当率（小数第一位未満を四捨五入する。）

$$\frac{\text{配当金総額}}{\text{期末資本の部合計（新株式払込金を除く。）}} \times 100$$

#### 期末配当金の内訳

- ・当期の「配当金」に記念配当又は特別配当がある場合には、配当金の内訳を記載する。（記念配当及び特別配当がない場合は、当該欄を削除する。）

#### 総資産

- ・期末資産の部の合計を記載する。

#### 株主資本（マイナスの場合は数値の前に「」を表示する。）

- ・期末資本の部の合計を記載する。

#### 株主資本比率（小数第一位未満を四捨五入する。マイナスの場合は数値の前に「」を表示する。）

$$\frac{\text{期末資本の部合計}}{\text{期末負債の部合計} + \text{期末資本の部合計}} \times 100$$

#### 1株当たり株主資本（銭未満を四捨五入する。マイナスの場合は数値の前に「」を表示する。）

$$\frac{\text{普通株式に係る期末の株主資本の額}}{\text{期末の普通株式の発行済株式数（欄外に記載される期末発行済株式数）}}$$

- ・<企業会計基準適用指針第四号>一株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針34、35の算定方法に基づく。

#### 期末発行済株式数

- ・株式数を1株単位で記載する。
- ・財務諸表等規則第68条の3の規定により注記しなければならない1株当たり当期純資産額の計算に利用する分母となる株式数と一致させる。

#### 期末自己株式数

- ・株式数を1株単位で記載する。

#### キャッシュ・フローの状況（マイナスの場合は数値の前に「」を表示する。）

- ・キャッシュ・フロー計算書における「営業活動によるキャッシュ・フロー」、「投資活動によるキャッシュ・フロー」、「財務活動によるキャッシュ・フロー」及び「現金及び現金同等物の期末残高」を記載する。

### (3) 業績予想

#### 売上高、経常利益、当期純利益、1株当たり年間配当金（マイナスの場合は数値の前に「」を表示する。）

- ・次期（次の決算発表の対象となる事業年度）の中間期及び通期の業績予想を可能な範囲で記載する。
- ・無配の予想を行う場合は「0円0銭」と記載する。

#### 1株当たり予想当期純利益（通期）

$$\frac{\text{普通株式に係る予想当期純利益}}{\text{期末発行済株式数（当期末）}}$$

- ・分子は、1株当たり当期純利益の算定方法に準じる。
- ・分母は、1.(3)「財政状態」の欄外に記載する当期の「期末発行済株式数」とする。
- ・上記以外の方法により算出する場合（既に決議・開示されている株式分割等による株式数の増加を考慮する場合など）には、その旨と計算上の根拠を注記する。

#### 業績予想の利用又は業績予想の開示形式に関する注意文言等の記載

- ・「経営成績及び財政状態」等における記載内容を参照すべき旨と参照ページを記載する。
- ・何らかの合理的な事情により、「決算短信（非連結）」を所定の様式に沿って作成していない場合には、その旨を記載する。なお、「経営成績及び財政状態」において、その理由について記載する。

## 2 添付資料

### (1) 企業集団の状況

- ・有価証券報告書の「事業の内容」に記載する「事業系統図」、「関係会社の状況」等を利用し、企業集団について、親会社や重要な関係会社等を分かりやすく記載する。
- ・上場会社の子会社のうち、国内の証券市場に株式を上場（又は公開）している会社について、会社名及び公開市場の名称を記載する。

### (2) 経営方針及び経営成績

- ・「定性的情報の記載要領」参照。

### (3) 個別財務諸表等

- ・貸借対照表、損益計算書、利益処分計算書及びキャッシュ・フロー計算書（当期と前期の比較形式。主な項目の増減も併せて記載）並びに重要な会計方針を添付する。（財務諸表等規則に基づいて記載する。）
- ・「重要な会計方針」については、当期に会計方針の変更があった場合には、その内容及び損益に与える影響額も記載する。
- ・財務諸表等規則において記載が求められる注記事項等（財務諸表等規則第8条の6から第8条の10まで及び第8条の12から第8条の14までに定める注記事項等を除く。）を記載する（脚注形式でも別紙形式でも可）。ただし、貸借対照表、損益計算書上他の科目と区別して記載のあるもの又は「経営成績及び財政状態」等他の適当な箇所に記載があるものは注記を要しない。
- ・上記以外の財務諸表等規則において記載が求められる注記事項等（財務諸表等規則第8条の6から第8条の10まで及び第8条の12から第8条の14までにおいて記載が求められる注記事項等、以下に掲げる～の事項）については、別紙形式（注記の表題を掲げて表示する形式）で記載する（関連当事者との取引、税効果会計を除き当期と前期の比較形式）。

リース取引

有価証券

デリバティブ取引

持分法投資損益

関連当事者との取引

税効果会計

退職給付

継続企業の前提

継続企業の前提に関する注記は、適時開示規則第2条第1項第1号afの規定により、上場会社が、財務諸表等に継続企業の前提に関する事項を注記することを決定した場合、直ちに開示する必要がある（決算発表時であれば決算短信の添付資料に記載し、決算発表後であれば別途資料により開示を行う。）。

継続企業の前提に関する注記において、当該事象又は状況を解消又は大幅に改善するために経営者が行った対応及び将来の計画を記載する場合は、定性的情報における「中長期的な会社の経営戦略」、「会社の対処すべき課題」、「経営成績」、「財政状態」の記述と内容的に重複するものであっても、当該記載欄に独立して記載するものとする。

- ・普通株式と権利関係の異なる種類株式（優先株、劣後株、子会社連動配当株等）を発行している場合は、1株当たり当期純利益の計算内容並びに種類毎の期中平均株式数及び期末発行済株式数についても記載する。
- ・当期中に発行済株式数の増加又は減少があった場合には、その内容を注記する。

新株発行：発行形態（公募、株主割当又は第三者割当による新株式の発行、転換予約権付株式又は強制転換条件付株式の転換、新株予約権又は新株予約権付社債に係る新株予約権の行使、合併又は株式分割等の別を記載する。）、発行株式数、発行価格及び資本組入額

株式分割（併合）：分割（併合）比率又は発行（減少）株式数

自己株式の消却：消却株式数及び株式の取得価額の総額

- ・利益処分計算書については、新株式と旧株式の配当が異なる場合、記念配当又は特別配当がある場合、優先株式（劣後株式）、子会社連動配当株式等を発行している場合に、「1株当たり配当金の内訳」を記載する。

（記載例）1株当たり配当金の内訳

	年 月 期			×年×月期		
	年 間	中 間	期 末	年 間	中 間	期 末
	円 銭	円 銭	円 銭	円 銭	円 銭	円 銭
普通（旧）株式 （内訳） 記念配当 特別配当 普通（新）株式 優先株式 子会社連動配当株式						

- ・取締役の報酬に関し、商法第269条に基づいて株主総会に付議する場合には、利益処分案の欄外に、その内容を記載する。
- ・当該事業年度において株式分割を行った会社については、1株当たり指標（1株当たり当期純利益、1株当たり配当金、1株当たり株主資本）の遡及修正（現在の発行済株式数（期中平均株式数）を基準に過去に算定した数値を遡って修正・調整することで指標としての継続性を保持する措置）を行い、その値を「1株当たり指標遡及修正値」として記載する。

（記載例）1株当たり指標遡及修正値

決算短信に記載されている1株当たり指標を 年 月 期の数値を100として、これまでに実施した株式分割等に伴う希薄化を修正・調整した数値に表示しますと以下のとおりとなります。

	年 月 期		×年×月期	
	中 間	期 末	中 間	期 末
	円 銭	円 銭	円 銭	円 銭
1株当たり当期純利益 1株当たり配当金 1株当たり株主資本				

（注）年 月 期に株式分割を実施

効力発生日 年 月 日に1：2の株式分割

(4) 生産、受注及び販売の状況（当期と前期の比較形式）

- ・「経営成績及び財政状態」等他の適当な箇所に記載があるものは記載を要しない。

(5) 役員の異動（代表者とその他役員に区分して、決算短信提出会社の役員の異動（就退任日を含む。）について記載する。該当のない場合はその旨を記載する。）

新任取締役候補、新任執行役候補又は新任監査役候補の欄の記載は次のとおり。

- ・予定される新役職名（現在の役職名等）・氏名

退任予定取締役、退任予定執行役又は退任予定監査役の欄の記載は次のとおり。

- ・現在の役職名（退任後新たな就任先が内定している場合の当該役職名等）・氏名

昇格（降格）の場合は、新任、退任に準じて欄を設ける。その場合の記載は次のとおり。

- ・予定される新役職名（現在の役職名等）・氏名

役職名については、「部長」、「工場長」（新任の場合、社外役員等を含む。）等他の職務も兼任の場合は、役職

監査役については、常勤、非常勤の別を明記する。社外監査役（「商法及び株式会社の監査等に関する商法の

特例に関する法律の一部を改正する法律」(平成13年法律第14号)による改正後の株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律第18条第1項の社外監査役の要件を充足する者)についても、その旨を明記する。

社外取締役(商法第188条第2項第7号の2に規定する社外取締役)については、その旨を明記する。

(注意点)

「役員の異動」については、決算発表時期に関わりなく、当該記載事項の内容が定まった時点で速やかに「決算発表資料(役員の異動)」又は「決算発表資料の追加(役員の異動)」として別途開示することを原則とします。(原則として、記載すべき内容を一括して記載した資料としてください。)この場合、決算発表資料においては当該項目名を省略せず、「月 日開示済み」又は「記載が可能になり次第開示する」旨及び追加開示の予定時期を記載してください。なお、適時開示規則上開示が求められる代表取締役(代表執行役)の異動が含まれる場合は、「代表取締役等の異動」(「代表執行役等の異動」)として適時開示してください。

決算発表時に、決算発表資料に添付する方式で開示を行うことも可能です。

(6) その他

・記者会見、決算説明会(決算発表後一両日程度以内に実施されるもの)において使用することを目的に、決算短信及び上記(1)から(5)までの添付資料以外の内容を含む資料を作成した場合には、当該資料を決算発表資料に添付する、又は、「決算発表資料の追加(決算説明会資料)」等として開示する。

(注) 1 添付資料の金額単位は原則として決算短信(非連結)の1枚目と同一(百万円単位)とする。ただし、添付資料の金額単位が1枚目の金額単位未満(千円単位)となる場合は同一でなくともかまわない。

2 リース取引及びデリバティブ取引に係る注記事項は、記載を省略することができる(有価証券報告書がEDINETにより開示される場合に限る。)。この場合には項目名を削除せず、「EDINETにより開示を行うため記載を省略している」旨記載すること。なお、開示することを妨げるものではない。

3 決算期末後40日以内に決算発表をする会社については、決算発表時点までに注記事項(有価証券、持分法投資損益及び継続企業の前提に係る注記を除く。)の記載内容が定まっていない場合であっても、当該注記事項を省略しても決算発表が可能と上場会社が判断したときは、当該注記を省略して決算発表を行うことができる。なお、この場合には、各項目名を削除せず、「記載が可能になり次第『決算発表資料の追加』として開示する」旨及び追加開示の予定時期を記載し、決算発表時点で省略した注記事項については、決算期末後70日以内において記載が可能になり次第「決算発表資料の追加(注記事項【追加する注記事項の名称】)」(複数の注記事項について同時に追加開示する場合は、必ずしもすべての注記事項の名称を記載する必要はないが、複数の注記事項についての開示であることが分かるものとする。)として開示すること。

4 決算短信(非連結)の1枚目及び添付資料はA4判で作成する。また、1枚目の部分が2枚にわたる場合、表中の数値は1枚目に記載し、注記事項を2枚目に記載する。

平成 年 月期 中間決算短信（連結）

平成 年 月 日

上場会社名 上場取引所  
 コード番号 本社所在都道府県  
 (URL <http://www.> )  
 代表者 役職名 氏名  
 問合せ先責任者 役職名 氏名 TEL ( ) -  
 決算取締役会開催日 平成 年 月 日  
 親会社名 (コード番号: ) 親会社における当社の株式保有比率 %  
 米国会計基準採用の有無 有・無

1. 年 月 月中間期の連結業績 (平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日)

(1) 連結経営成績

	売上高	営業利益	経常利益
	百万円 %	百万円 %	百万円 %
年 月中間期			
年 月中間期			
×年×月期			

	中間(当期)純利益	1株当たり中間(当期)純利益	潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益
	百万円 %	円 銭	円 銭
年 月中間期			
年 月中間期			
×年×月期			

(注) 持分法投資損益 年 月中間期 百万円 年 月中間期 百万円 ×年×月期 百万円  
 期中平均株式数(連結) 年 月中間期 株 年 月中間期 株 ×年×月期 株  
 会計処理の方法の変更 有・無  
 売上高、営業利益、経常利益、中間(当期)純利益におけるパーセント表示は、対前年中間期増減率

(2) 連結財政状態

	総資産	株主資本	株主資本比率	1株当たり株主資本
	百万円	百万円	%	円 銭
年 月中間期				
年 月中間期				
×年×月期				

(注) 期末発行済株式数(連結) 年 月中間期 株 年 月中間期 株 ×年×月期 株

(3) 連結キャッシュ・フローの状況

	営業活動による キャッシュ・フロー	投資活動による キャッシュ・フロー	財務活動による キャッシュ・フロー	現金及び現金同等物 期末残高
	百万円	百万円	百万円	百万円
年 月中間期				
年 月中間期				
×年×月期				

(4) 連結範囲及び持分法の適用に関する事項

連結子会社数 社 持分法適用非連結子会社数 社 持分法適用関連会社数 社

(5) 連結範囲及び持分法の適用の異動状況

連結(新規) 社 (除外) 社 持分法(新規) 社 (除外) 社

2. 年 月 月期の連結業績予想 (平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日)

	売上高	経常利益	当期純利益
	百万円	百万円	百万円
通 期			

(参考) 1株当たり予想当期純利益(通期) 円 銭

業績予想の利用又は業績予想の開示形式に関する注意文言等の記載欄

## 「中間決算短信（連結）」の記載要領及び添付資料

### 1 「中間決算短信（連結）」の1枚目

#### (1) 表題等

##### 決算期の記載

- ・決算期については、原則として 年 月期（例：16年3月期）又は 年 月中間期（例：15年9月中間期）と表記し、各項目での記載にあたっては、当中間期（今回の決算発表の対象となる中間連結会計期間）を上段に、前年中間期（当中間期の直前の中間連結会計期間）を中段に、前期（当中間期の直前の連結会計年度）を下段に記載する。

##### 上場取引所

- ・上場取引所名（国内のみ、略称可）を記載する。 [記載例] 上場取引所：東・大・名

##### URL

- ・会社の自社のホームページ（投資判断情報を提供しているものに限る。）のURLを記載する。

##### 本社所在都道府県

- ・本社の所在地である都道府県名を記載する。

##### 決算取締役会開催日

- ・当該決算発表に係る取締役会開催日を記載する。（開催していない場合は、当該欄を削除する。）

##### 親会社名

- ・他の会社の連結子会社になっている場合については、その親会社名（複数ある場合には、中間決算短信提出会社に与える影響が最も大きいと認められる会社をいう。）、コード番号（証券コードがある場合のみ記載）及び親会社における中間決算短信提出会社の株式保有比率（間接保有分を含む。小数第一位未満を四捨五入する。）について記載する。（親会社がない場合は、当該欄を削除する。）

##### 米国会計基準採用の有無

- ・中間連結財務諸表作成にあたって米国会計基準を採用している場合は、「有」をチェックする。それ以外は「無」をチェックする。なお、「有」をチェックした場合は、表題部分に[米国会計基準採用]と付記し、連結業績等の項目名に各社で所要の修正を加えて作成する。

#### (2) 連結業績

売上高、営業利益、経常利益、中間（当期）純利益（マイナスの場合は数値の前に「-」を表示する。）

- ・原則として百万円未満を四捨五入する。ただし百万円未満切捨ても可。いずれの場合も経営成績欄の上部右端にその旨を記載すること。前年中間期及び前期に関する数字の端数処理方法は、当中間期に関する数字の端数処理において採用した方法に合わせる。（「持分法投資損益」、「総資産」、「株主資本」及び「連結キャッシュ・フローの状況」について同じ。）

対前年中間期増減率（小数第一位未満を四捨五入する。マイナスの場合は数値の前に「-」を表示する。）

$$\left( \frac{\text{当中間期の数値}}{\text{前年中間期の数値}} - 1 \right) \times 100$$

- ・当中間期又は前年中間期の利益（営業利益、経常利益、中間当期純利益）のいずれか一方でもマイナスの場合又は100%を超える場合は「-」を記載する。

1株当たり中間（当期）純利益（銭未満を四捨五入する。マイナスの場合は数値の前に「-」を表示する。）

$$\frac{\text{普通株式に係る中間（当期）純利益}}{\text{普通株式の期中平均株式数（連結）}}$$

- ・<企業会計基準適用指針第四号>一株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針37の算定方法に基づく。

潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益(銭未満を四捨五入する。)

$$\frac{\text{普通株式に係る中間(当期)純利益} + \text{中間(当期)純利益調整額}}{\text{普通株式の期中平均株式数(連結)} + \text{潜在株式に係る権利の行使を仮定した普通株式増加数}}$$

- ・<企業会計基準適用指針第四号>一株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針37の算定方法に基づく。
- ・利益が希薄化しない場合又は中間(当期)純利益がマイナスの場合は「-」を記載する。

持分法投資損益(マイナスの場合は数値の前に「」を表示する。)

- ・持分法投資損益がない場合には金額欄に「-」を記載する。

期中平均株式数(連結)

- ・株式数を1株単位で記載する。
- ・中間連結財務諸表規則第65条第1項の規定により注記しなければならない1株当たり中間(当期)純利益の計算に利用する期中平均株式数と一致させる。

会計処理の方法の変更

- ・当中間期における「連結の範囲」以外の中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更の有無を記載する(会計基準の改正等に伴うものを除く。)

総資産

- ・中間期末資産の部の合計を記載する。

株主資本(マイナスの場合は数値の前に「」を表示する。)

- ・中間期末資本の部の合計を記載する。

株主資本比率(小数第一位未満を四捨五入する。マイナスの場合は数値の前に「」を表示する。)

$$\frac{\text{中間期末資本の部合計}}{\text{中間期末負債の部合計} + \text{中間期末少数株主持分} + \text{中間期末資本の部合計}} \times 100$$

1株当たり株主資本(銭未満を四捨五入する。マイナスの場合は数値の前に「」を表示する。)

$$\frac{\text{普通株式に係る中間期末の株主資本の額}}{\text{中間期末の普通株式の発行済株式数(連結)} (\text{欄外に記載される期末発行済株式数(連結)})}$$

- ・<企業会計基準適用指針第四号>一株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針37の算定方法に基づく。

期末発行済株式数(連結)

- ・株式数を1株単位で記載する。
- ・中間連結財務諸表規則第46条の規定により注記しなければならない1株当たり純資産額の計算に利用する分母となる株式数と一致させる。

連結キャッシュ・フローの状況(マイナスの場合は数値の前に「」を表示する。)

- ・中間連結キャッシュ・フロー計算書における「営業活動によるキャッシュ・フロー」、「投資活動によるキャッシュ・フロー」、「財務活動によるキャッシュ・フロー」及び「現金及び現金同等物の期末残高」を記載する。

連結範囲及び持分法の適用に関する事項

- ・連結子会社数などそれぞれの会社数を記載する。

連結範囲及び持分法の適用の異動状況

- ・前期と比較して、新たに連結子会社に含めた会社がある場合又は連結子会社から除外した会社がある場合について、それぞれの会社数を記載する。また、持分法適用会社の異動の場合も連結子会社の場合に準じて記載する。

### (3) 連結業績予想

売上高、経常利益、当期純利益（マイナスの場合は数値の前に「-」を表示する。）

- ・ 通期の業績予想を可能な範囲で記載する。

#### 1 株当たり予想当期純利益（通期）

普通株式に係る予想当期純利益

期末発行済株式数（連結）（当中間期末）

- ・ 分子は、企業会計基準第二号 一株当たり当期純利益に関する会計基準12～20の算定方法に基づく。
- ・ 分母は、1.(2)「連結財政状態」の欄外に記載する当中間期の「期末発行済株式数（連結）」とする。
- ・ 上記以外の方法により算出する場合（既に決議・開示されている株式分割等による株式数の増加を考慮する場合など）には、その旨と計算上の根拠を注記する。

業績予想の利用又は業績予想の開示形式に関する注意文言等の記載

- ・ 「経営成績及び財政状態」等における記載内容を参照すべき旨と参照ページを記載する。
- ・ 何らかの合理的な事情により、「中間決算短信（連結）」を所定の様式に沿って作成していない場合には、その旨を記載する。なお、「経営成績及び財政状態」において、その理由について記載する。

## 2 添付資料

### (1) 企業集団の状況

- ・ 有価証券報告書の「事業の内容」に記載する「事業系統図」、「関係会社の状況（半期報告書において記載する予定の「関係会社の状況」の内容を含む）」等を利用し、企業集団について親会社や重要な子会社等を分かりやすく記載する。
- ・ 上場会社の中間期末時点の子会社のうち、国内の証券市場に株式を上場（又は公開）している会社について、その会社名及び公開市場の名称を記載する。

### (2) 経営方針並びに経営成績及び財政状態

- ・ 「定性的情報の記載要領」参照

### (3) 中間連結財務諸表等

- ・ 中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結剰余金計算書及び中間連結キャッシュ・フロー計算書（当中間期、前年中間期及び前期の比較形式）並びに中間連結財務諸表作成の基本となる重要な事項を添付する。（中間連結財務諸表規則に基づいて記載する。）
- ・ 「中間連結財務諸表作成の基本となる重要な事項」については、当中間期に中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更があった場合（前期と比較して）には、その内容及び損益に与える影響額も記載する。
- ・ 中間連結財務諸表規則において記載が求められる注記事項等（中間連結財務諸表規則第14条から第17条の2までに定める注記事項等を除く。）を記載する（脚注形式でも別紙形式でも可）。ただし、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書上他の科目と区別して記載のあるもの又は「経営成績及び財政状態」等他の適当な箇所に記載があるものは注記を要しない。
- ・ 上記以外の中間連結財務諸表規則において記載が求められる注記事項等（中間連結財務諸表規則第14条から第17条の2までにおいて記載が求められる注記事項等、以下に掲げる～の事項）については、別紙形式（注記の表題を掲げて表示する方式）で記載する（当中間期、前年中間期及び前期の比較形式）。

セグメント情報

リース取引

有価証券

デリバティブ取引

継続企業の前提

継続企業の前提に関する注記は、適時開示規則第2条第1項第1号afの規定により、上場会社が、中

間財務諸表等に継続企業の前提に関する事項を注記することを決定した場合、直ちに開示する必要がある（中間決算発表時であれば中間決算短信の添付資料に記載し、中間決算発表後であれば別途資料により開示を行う。）。

継続企業の前提に関する注記において、当該事象又は状況を解消又は大幅に改善するために経営者が行った対応及び将来の計画を記載する場合は、定性的情報における「中長期的な会社の経営戦略」、「会社の対処すべき課題」、「経営成績」、「財政状態」の記述と内容的に重複するものであっても、当該記載欄に独立して記載するものとする。

・普通株式と権利関係の異なる種類株式（優先株、劣後株、子会社連動配当株等）を発行している場合及び「米国会計基準」を採用している場合は、1株当たり中間（当期）純利益の計算内容並びに種類毎の期中平均株式数及び中間期末発行済株式数についても記載する。

(4) 生産、受注及び販売の状況（当中間期、前年中間期及び前期の比較形式）

・「経営成績及び財政状態」等他の適当な箇所に記載があるものは記載を要しない。

(5) 個別中間財務諸表の概要（詳細は、「個別中間財務諸表の概要」の記載要領を参照。）

(6) その他

・記者会見、中間決算説明会（中間決算発表後一両日程度以内に実施されるもの）において使用することを目的に、中間決算短信及び上記(1)から(5)までの添付資料以外の内容を含む資料を作成した場合には、当該資料を中間決算発表資料に添付する、又は、「中間決算発表資料の追加（中間決算説明会資料）」等として開示する。

(注) 1 添付資料の金額単位は原則として中間決算短信（連結）の1枚目と同一（百万円単位）とする。ただし、添付資料の金額単位が1枚目の金額単位未満（千円単位）となる場合は同一でなくてもかまわない。

2 有価証券に係る注記の記載にあたっては、個別中間決算情報と連結中間決算情報を同時に発表する場合は、個別中間財務諸表の概要に「有価証券」として注記するもの（子会社株式及び関連会社株式関係）を併せて記載することができる。

3 リース取引及びデリバティブ取引に係る注記事項は、記載を省略することができる（半期報告書がEDINETにより開示される場合に限る。）。この場合には項目名を削除せず、「EDINETにより開示を行うため記載を省略している」旨記載すること。なお、開示することを妨げるものではない。

4 中間決算期末後40日以内に中間決算発表をする会社については、中間決算発表時点までに注記事項（セグメント情報、有価証券及び継続企業の前提に係る注記を除く。）の記載内容が定まっていなくても、当該注記事項を省略しても中間決算発表が可能と上場会社が判断したときは、当該注記事項を省略して中間決算発表を行うことができる。なお、この場合には、各項目名を削除せず、「記載が可能になり次第『中間決算発表資料の追加』として開示する」旨及び追加開示の予定時期を記載し、中間決算発表時点で省略した注記事項については、中間決算期末後70日以内において記載が可能になり次第「中間決算発表資料の追加（注記事項【追加する注記事項の名称】）」（複数の注記事項について同時に追加開示する場合は、必ずしもすべての注記事項の名称を記載する必要はないが、複数の注記事項についての開示であることが分かるものとする。）として開示すること。

5 中間決算短信（連結）の1枚目及び添付資料はA4判で作成する。また、1枚目の部分が2枚にわたる場合、表中の数値は1枚目に記載し、注記事項を2枚目に記載する。

平成 年 月期 個別中間財務諸表の概要 平成 年 月 日

上場会社名 上場取引所  
 コード番号 本社所在都道府県  
 (URL <http://www.> )

代表者 役職名 氏名  
 問合せ先責任者 役職名 氏名 TEL ( ) -  
 決算取締役会開催日 平成 年 月 日 中間配当制度の有無 有・無  
 中間配当支払開始日 平成 年 月 日 単元株制度採用の有無 有(1単元 株)・無

1. 年 月中間期の業績(平成 年 月 日~平成 年 月 日)

(1) 経営成績

	売上高	営業利益	経常利益
	百万円 %	百万円 %	百万円 %
年 月中間期			
年 月中間期			
×年×月期			

	中間(当期)純利益	1株当たり中間(当期)純利益
	百万円 %	円 銭
年 月中間期		
年 月中間期		
×年×月期		

(注) 期中平均株式数 年 月中間期 株 年 月中間期 株 ×年×月期 株  
 会計処理の方法の変更 有・無  
 売上高、営業利益、経常利益、中間(当期)純利益におけるパーセント表示は、対前年中間期増減率

(2) 配当状況

	1株当たり 中間配当金	1株当たり 年間配当金	(注) 年 月中間期配当金の内訳
	円 銭	円 銭	記念配当 円 銭 特別配当 円 銭
年 月中間期			
年 月中間期			
×年×月期			

(3) 財政状態

	総資産	株主資本	株主資本比率	1株当たり株主資本
	百万円	百万円	%	円 銭
年 月中間期				
年 月中間期				
×年×月期				

(注) 期末発行済株式数 年 月中間期 株 年 月中間期 株 ×年×月期 株  
 期末自己株式数 年 月中間期 株 年 月中間期 株 ×年×月期 株

2. 年 月期の業績予想(平成 年 月 日~平成 年 月 日)

	売上高	経常利益	当期純利益	1株当たり年間配当金	
	百万円	百万円	百万円	期 末	
				円 銭	円 銭
通 期					

(参考) 1株当たり予想当期純利益(通期) 円 銭

業績予想の利用又は業績予想の開示形式に関する注意文言等の記載欄

## 「個別中間財務諸表の概要」の記載要領及び添付資料

### 1 「個別中間財務諸表の概要」の1枚目

(1) 表題等（連単同時発表の場合についても、会社名等の必要事項を記載する。）

#### 決算期の記載

- ・決算期については、原則として 年 月期（例：16年3月期）又は 年 月中間期（例：15年9月中間期）と表記し、各項目での記載にあたっては、当中間期（今回の決算発表の対象となる中間会計期間）を上段に、前年中間期（当中間期の直前の中間会計期間）を中段に、前期（当中間期の直前の事業年度）を下段に記載する。

#### 上場取引所

- ・上場取引所名（国内のみ、略称可）を記載する。〔記載例〕上場取引所：東・大・名

#### URL

- ・会社の自社のホームページ（投資判断情報を提供しているものに限る。）のURLを記載する。

#### 本社所在都道府県

- ・本社の所在地である都道府県名を記載する。

#### 決算取締役会開催日

- ・当該決算発表に係る取締役会開催日を記載する。（開催していない場合は、当該欄を削除する。）

#### 中間配当制度の有無

- ・中間配当制度の有無について記載する。

#### 中間配当支払開始日

- ・中間配当支払開始日について記載する。

#### 単元株制度採用の有無

- ・単元株制度の採用の有無について記載する。
- ・単元株制度の採用会社は1単元の株式の数を記載する。

(2) 業績

売上高、営業利益、経常利益、中間（当期）純利益（マイナスの場合は数値の前に「 - 」を表示する。）

- ・原則として百万円未満を四捨五入する。ただし百万円未満切捨ても可。いずれの場合も経営成績欄の上部右端にその旨を記載すること。前年中間期及び前期に関する数字の端数処理方法は、当中間期に関する数字の端数処理において採用した方法に合わせる。こと。（「総資産」及び「株主資本」について同じ。）

対前年中間期増減率（小数第一位未満を四捨五入する。マイナスの場合は数値の前に「 - 」を表示する。）

$$\left( \frac{\text{当中間期の数値}}{\text{前年中間期の数値}} - 1 \right) \times 100$$

- ・当中間期又は前年中間期の利益（営業利益、経常利益、中間当期純利益）のいずれか一方でもマイナスの場合又は1000%を超える場合は「 - 」を記載する。

1株当たり中間（当期）純利益（銭未満を四捨五入する。マイナスの場合は数値の前に「 - 」を表示する。）

$$\frac{\text{普通株式に係る中間（当期）純利益}}{\text{普通株式の期中平均株式数}}$$

- ・〈企業会計基準適用指針第四号〉一株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針37の算定方法に基づく。

#### 期中平均株式数

- ・株式数を1株単位で記載する。
- ・中間財務諸表規則第52条の2第1項の規定により注記しなければならない1株当たり中間(当期)純利益の計算に利用する期中平均株式数と一致させる。

#### 会計処理の方法の変更

- ・当中間期の会計処理の方法の変更(前期と比較して)の有無を記載する(会計基準等の改正に伴うものを除く。 )。

#### 1株当たり中間配当金

- ・中間配当制度のない場合には「-」を記載する。
- ・新株式と旧株式の配当が異なる場合には旧株式の配当を記載する。
- ・無配の場合は「0円0銭」と記載する。

#### 1株当たり年間配当金

- ・1株当たり中間配当金と1株当たり期末配当金の合計を記載する。
- ・新株式と旧株式の配当が異なる場合には旧株式の配当を記載する。
- ・無配の場合は「0円0銭」と記載する。

#### 中間期配当金の内訳

- ・当中間期の「配当金」に記念配当又は特別配当がある場合には、配当金の内訳を記載する。(記念配当及び特別配当がない場合は当該欄を削除する。 )

#### 総資産

- ・中間期末資産の部の合計を記載する。

#### 株主資本(マイナスの場合は数値の前に「-」を表示する。 )

- ・中間期末資本の部の合計を記載する。

#### 株主資本比率(小数第一位未満を四捨五入する。マイナスの場合は数値の前に「-」を表示する。 )

$$\frac{\text{中間期末資本の部合計}}{\text{中間期末負債の部合計} + \text{中間期末資本の部合計}} \times 100$$

#### 1株当たり株主資本(銭未満を四捨五入する。マイナスの場合は数値の前に「-」を表示する。 )

$$\frac{\text{普通株式に係る中間期末の株主資本の額}}{\text{中間期末の普通株式の発行済株式数(欄外に記載される期末発行済株式数)}}$$

#### 期末発行済株式数

- ・株式数を1株単位で記載する。
- ・中間財務諸表等規則第36条の3の規定により注記しなければならない1株当たり純資産額の計算に利用する分母となる株式数と一致させる。

#### 期末自己株式数

- ・株式数を1株単位で記載する。

### (3) 業績予想

#### 売上高、経常利益、当期純利益、1株当たり年間配当金(マイナスの場合は数値の前に「-」を表示する。 )

- ・通期の業績予想を可能な範囲で記載する。
- ・1株当たり年間配当金欄には、1株当たり中間配当金と1株当たり期末配当金(予想額)との合計を記載する。
- ・無配の予想を行う場合は「0円0銭」と記載する。

1 株当たり予想当期純利益（通期）  
普通株式に係る予想当期純利益  
期末発行済株式数（当中間期末）

- ・分子は、企業会計基準第二号 一株当たり当期純利益に関する会計基準12～20の算定方法に基づく。
- ・分母は、1.(3)「財政状態」の欄外に記載する当中間期の「期末発行済株式数」とする。
- ・上記以外の方法により算出する場合（既に決議・開示されている株式分割等による株式数の増加を考慮する場合など）には、その旨と算定上の根拠を注記する。

業績予想の利用又は業績予想の開示形式に関する注意文言等の記載

- ・「中間決算短信（連結）」の「経営成績及び財政状態」等における記載内容を参照すべき旨と参照ページを記載する。なお、「中間決算短信（連結）」と同日に発表を行わない場合には、適宜、参照すべき内容を添付資料中に記載する。
- ・何らかの合理的な事情により、「個別中間財務諸表の概要」を所定の様式に沿って作成していない場合には、その旨を記載する。なお、「中間決算短信（連結）」の「経営成績及び財政状態」において、その理由を記載する。

2 添付資料

個別中間決算と中間連結決算を同時に発表しない場合（個別中間決算に係る部分のみを先行して発表する場合）であっても、上記1.の要領で作成した「個別中間財務諸表の概要」（1枚目）に、少なくとも以下の書類を添付して開示するよう要請しています。なお、後日、「中間決算短信（連結）」を開示する際には、「個別中間財務諸表の概要」とその添付資料として開示した内容について、添付資料から除外して差し支えありません。

(1) 個別中間財務諸表

- ・中間貸借対照表及び中間損益計算書（当中間期、前年中間期及び前期との比較形式）並びに中間財務諸表作成の基本となる重要な事項を添付する。（中間財務諸表等規則に基づいて記載する。）
- ・「中間財務諸表作成の基本となる重要な事項」については、当中間期に中間財務諸表作成の基本となる重要な事項の変更があった場合（前期と比較して）には、その内容及び損益に与える影響額も記載する。
- ・中間財務諸表等規則において記載が求められる注記事項等（中間財務諸表等規則第5条の3、第5条の4第1項第2号及び第5条の8に定める注記事項等を除く。）を記載する（脚注形式でも別紙形式でも可）。ただし、中間貸借対照表、中間損益計算書上他の科目と区別して記載のあるもの又は「中間決算短信（連結）」の「経営成績」等他の適当な箇所に記載があるものは注記を要しない。
- ・上記以外の中間財務諸表等規則において記載が求められる注記事項等（中間財務諸表等規則第5条の3、第5条の4第1項第2号及び第5条の8において記載が求められる注記事項等、以下に掲げる～の事項）については、別紙形式（注記の表題を掲げて表示する形式）で記載する（当中間期、前年中間期及び前期の比較形式）。

リース取引

有価証券（子会社株式及び関連会社株式関係）

継続企業の前提

継続企業の前提に関する注記は、適時開示規則第2条第1項第1号afの規定により、上場会社が、中間財務諸表等に継続企業の前提に関する事項を注記することを決定した場合、直ちに開示する必要がある（中間決算発表時であれば中間決算短信の添付資料に記載し、中間決算発表後であれば別途資料により開示を行う。）。

継続企業の前提に関する注記において、当該事象又は状況を解消又は大幅に改善するために経営者が行った対応及び将来の計画を記載する場合は、定性的情報における「中長期的な会社の経営戦略」、「会社の対処すべき課題」、「経営成績」、「財政状態」の記述と内容的に重複するものであっても、当該記載欄に独立して記載するものとする。

- ・普通株式と権利関係の異なる種類株式（優先株、劣後株、子会社連動配当株等）を発行している場合は、

1株当たり中間（当期）純利益の計算内容並びに種類毎の期中平均株式数及び期末発行済株式数についても記載する。

- ・当中間期中に発行済株式数の増加又は減少があった場合には、その内容を記載する。  
 新株発行：発行形態（公募、株主割当又は第三者割当による新株式の発行、転換予約権付株式又は強制転換条件付株式の転換、新株予約権又は新株予約権付社債に係る新株予約権の行使、合併又は株式交換等の別を記載する。）、発行株式数、発行価格及び資本組入額  
 株式分割（併合）：分割（併合）比率又は発行（減少）株式数  
 自己株式の消却：消却株式数及び株式の取得価額の総額
- ・新株式と旧株式の配当が異なる場合、記念配当又は特別配当がある場合、優先株式（劣後株式）、子会社連動配当株式等を発行している場合には、「1株当たり配当金の内訳」を「中間財務諸表作成の基本となる重要な事項」の次に記載する。

（記載例）1株当たり配当金の内訳

	年 月中間期 （中間配当）	年 月中間期 （中間配当）	×年×月期 （年間配当）
	円 銭	円 銭	円 銭
普通（旧）株式 （内訳） 記念配当 特別配当 普通（新）株式 優先株式 子会社連動配当株式			

- ・当該中間会計期間において株式分割を行った会社については、1株当たり指標（1株当たり当期純利益、1株当たり年間配当金、1株当たり株主資本）の遡及修正（現在の発行済株式数（期中平均株式数）を基準に過去に算定した数値を遡って修正・調整することで指標としての継続性を保持する措置）を行い、その値を「1株当たり指標遡及修正値」として記載する。

（記載例）1株当たり指標遡及修正値

決算短信に記載されている1株当たり指標を 年 月中間期の数値を100として、これまでに実施した株式分割等に伴う希薄化を修正・調整した数値に表示しますと以下のとおりとなります。

	年 月期	×年×月期	
	中 間	中 間	期 末
	円 銭	円 銭	円 銭
1株当たり当期純利益			
1株当たり配当金			
1株当たり株主資本			

（注） 年 月中間期に株式分割を実施

効力発生日 年 月 日に1：2の株式分割

(2) その他

- ・記者会見、中間決算説明会（中間決算発表後一両日程度以内に実施されるもの）において使用することを目的に、中間決算短信及び上記(1)の添付資料以外の内容を含む資料を作成した場合には、当該資料を中間決算発表資料に添付する、又は、「中間決算発表資料の追加（中間決算説明会資料）」等として開示する。

(注) 1 添付資料の金額単位は原則として決算短信（連結）の1枚目と同一（百万円単位）とする。ただし、添付資料の金額単位が1枚目の金額単位未満（千円単位）となる場合は同一でなくてもかまわない。

2 リース取引に係る注記事項は、記載を省略することができる（半期報告書がE D I N E Tにより開示される場合に限る。）。この場合には項目名を削除せず、「E D I N E Tにより開示を行うため記載を省略している」旨記載すること。なお、開示することを妨げるものではない。

- 3 中間決算期末後40日以内に中間決算発表をする会社については、中間決算発表時点までに注記事項（有価証券及び継続企業の前提に係る注記を除く。）の記載内容が定まっていない場合であっても、当該注記事項を省略しても中間決算発表が可能と上場会社が判断したときは、当該注記を省略して中間決算発表を行うことができる。なお、この場合には、各項目名を削除せず、「記載が可能になり次第『中間決算発表資料の追加』として開示する」旨及び追加開示の予定時期を記載し、中間決算発表時点で省略した注記事項については、中間決算期末後70日以内において記載が可能になり次第「中間決算発表資料の追加（注記事項【追加する注記事項の名称】）」（複数の注記事項について同時に追加開示する場合は、必ずしもすべての注記事項の名称を記載する必要はないが、複数の注記事項についての開示であることが分かるものとする。）として開示すること。
- 4 個別中間財務諸表の概要の1枚目及び添付資料はA4判で作成する。また、1枚目の部分が2枚にわたる場合、表中の数値は1枚目に記載し、注記事項を2枚目に記載する。

平成 年 月 期

## 中間決算短信（非連結）

平成 年 月 日

上場会社名

上場取引所

コード番号

本社所在都道府県

(URL <http://www.> )

代表者

役職名

氏名

問合せ先責任者

役職名

氏名

TEL ( )

決算取締役会開催日

平成 年 月 日

中間配当制度の有無 有・無

中間配当支払開始日

平成 年 月 日

単元株制度採用の有無 有(1単元

親会社名

(コード番号: )

親会社における当社の株式保有比率

株)・無 %

1. 年 月中間期の業績(平成 年 月 日~平成 年 月 日)

## (1) 経営成績

	売上高	営業利益	経常利益
	百万円 %	百万円 %	百万円 %
年 月中間期			
年 月中間期			
×年×月期			

	中間(当期)純利益	1株当たり中間(当期)純利益	潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益
	百万円 %	円 銭	円 銭
年 月中間期			
年 月中間期			
×年×月期			

(注) 持分法投資損益 年 月中間期 百万円 年 月中間期 百万円 ×年×月期 百万円  
 期中平均株式数 年 月中間期 株 年 月中間期 株 ×年×月期 株  
 会計処理の方法の変更 有・無

売上高、営業利益、経常利益、中間(当期)純利益におけるパーセント表示は、対前年中間期増減率

## (2) 配当状況

	1株当たり 中間配当金	1株当たり 年間配当金
	円 銭	円 銭
年 月中間期		
年 月中間期		
×年×月期		

(注) 年 月中間期配当金の内訳

記念配当 円 銭  
 特別配当 円 銭

## (3) 財政状態

	総資産	株主資本	株主資本比率	1株当たり株主資本
	百万円	百万円	%	円 銭
年 月中間期				
年 月中間期				
×年×月期				

(注) 期末発行済株式数 年 月中間期 株 年 月中間期 株 ×年×月期 株  
 期末自己株式数 年 月中間期 株 年 月中間期 株 ×年×月期 株

## (4) キャッシュ・フローの状況

	営業活動による キャッシュ・フロー	投資活動による キャッシュ・フロー	財務活動による キャッシュ・フロー	現金及び現金同等物 期末残高
	百万円	百万円	百万円	百万円
年 月中間期				
年 月中間期				
×年×月期				

2. 年 月期の業績予想(平成 年 月 日~平成 年 月 日)

	売上高	経常利益	当期純利益	1株当たり年間配当金	
	百万円	百万円	百万円	期末	
通期				円 銭	円 銭

(参考) 1株当たり予想当期純利益(通期) 円 銭

業績予想の利用又は業績予想の開示形式に関する注意文言等の記載欄

## 「中間決算短信（非連結）」の記載要領及び添付資料

### 1 「中間決算短信（非連結）」の1枚目

#### (1) 表題等

##### 決算期の記載

- ・決算期については、原則として 年 月期（例：16年3月期）又は 年 月中間期（例：15年9月中間期）と表記し、各項目での記載にあたっては、当中間期（今回の決算発表の対象となる中間会計期間）を上段に、前年中間期（当中間期の直前の中間会計期間）を中段に、前期（当中間期の直前の事業年度）を下段に記載する。

##### 上場取引所

- ・上場取引所名（国内のみ、略称可）を記載する。〔記載例〕上場取引所：東・大・名

##### URL

- ・会社の自社のホームページ（投資判断情報を提供しているものに限る。）のURLを記載する。

##### 本社所在都道府県

- ・本社の所在地である都道府県名を記載する。

##### 決算取締役会開催日

- ・当該決算発表に係る取締役会開催日を記載する。（開催していない場合は、当該欄を削除する。）

##### 中間配当制度の有無

- ・中間配当制度の有無について記載する。

##### 中間配当支払開始日

- ・中間配当支払開始日について記載する。

##### 単元株制度採用の有無

- ・単元株制度の採用の有無について記載する。
- ・単元株制度の採用会社は1単元の株式の数を記載する。

##### 親会社名

- ・他の会社の連結子会社になっている場合については、その親会社名（複数ある場合には、中間決算短信提出会社に与える影響が最も大きいと認められる会社をいう。）、コード番号（証券コードがある場合のみ記載）及び親会社における中間決算短信提出会社の株式保有比率（間接保有分を含む。小数第一位未満を四捨五入する。）について記載する。（親会社がない場合は、当該欄を削除する。）

#### (2) 業績

売上高、営業利益、経常利益、中間（当期）純利益（マイナスの場合は数値の前に「 - 」を表示する。）

- ・原則として百万円未満を四捨五入する。ただし百万円未満切捨ても可。いずれの場合も経営成績欄の上部右端にその旨を記載すること。前年中間期及び前期に関する数字の端数処理方法は、当中間期に関する数字の端数処理において採用した方法に合わせる。（「持分法投資損益」、「総資産」、「株主資本」及び「キャッシュ・フローの状況」について同じ。）

対前年中間期増減率（小数第一位未満を四捨五入する。マイナスの場合は数値の前に「 - 」を表示する。）

$$\left( \frac{\text{当中間期の数値}}{\text{前年中間期の数値}} - 1 \right) \times 100$$

- ・当中間期又は前年中間期の利益（営業利益、経常利益、中間当期純利益）のいずれか一方でもマイナスの場合又は1000%を超える場合は「 - 」を記載する。

1株当たり中間(当期)純利益(銭未満を四捨五入する。マイナスの場合は数値の前に「-」を表示する。)

$$\frac{\text{普通株式に係る中間(当期)純利益}}{\text{普通株式の期中平均株式数}}$$

・<企業会計基準適用指針第四号>一株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針37の算定方法に基づく。

潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益(銭未満を四捨五入する。)

$$\frac{\text{普通株式に係る中間(当期)純利益} + \text{中間(当期)純利益調整額}}{\text{普通株式の期中平均株式数} + \text{潜在株式に係る権利の行使を仮定した普通株式増加数}}$$

・<企業会計基準適用指針第四号>一株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針37の算定方法に基づく。

・利益が希薄化しない場合又は中間(当期)純利益がマイナスの場合は「-」を記載する。

持分法投資損益(マイナスの場合は数値の前に「-」を表示する。)

・持分法投資損益がない場合には金額欄に「-」を記載する。

期中平均株式数

・株式数を1株単位で記載する。

・中間財務諸表等規則第52条の2第1項の規定により注記しなければならない1株当たり中間(当期)純利益の計算に利用する期中平均株式数と一致させる。

会計処理の方法の変更

・当中間期における中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更の有無を記載する(会計基準の改正等に伴うものを除く。)

1株当たり中間配当金

・中間配当制度のない場合には「-」を記載する。

・新株式と旧株式の配当が異なる場合には旧株式の配当を記載する。

・無配の場合は「0円0銭」と記載する。

1株当たり年間配当金

・1株当たり中間配当金と1株当たり期末配当金の合計を記載する。

・新株式と旧株式の配当が異なる場合には旧株式の配当を記載する。

・無配の場合は「0円0銭」と記載する。

中間期配当金の内訳

・当中間期の「配当金」に記念配当又は特別配当がある場合には、配当金の内訳を記載する。(記念配当及び特別配当がない場合は当該欄を削除する。)

総資産

・中間期末資産の部の合計を記載する。

株主資本(マイナスの場合は数値の前に「-」を表示する。)

・中間期末資本の部の合計を記載する。

株主資本比率(小数第一位未満を四捨五入する。マイナスの場合は数値の前に「-」を表示する。)

$$\frac{\text{中間期末資本の部合計}}{\text{中間期末負債の部合計} + \text{中間期末資本の部合計}} \times 100$$

1株当たり株主資本(銭未満を四捨五入する。マイナスの場合は数値の前に「-」を表示する。)

$$\frac{\text{普通株式に係る中間期末の株主資本の額}}{\text{中間期末の普通株式の発行済株式数(欄外に記載される期末発行済株式数)}}$$

期末発行済株式数

・株式数を1株単位で記載する。

- ・中間財務諸表等規則第36条の3の規定により注記しなければならない1株当たり純資産額の計算に利用する分母となる株式数と一致させる。

#### 期末自己株式数

- ・株式数を1株単位で記載する。

#### キャッシュ・フローの状況（マイナスの場合は数値の前に「」を表示する。）

- ・中間キャッシュ・フロー計算書における「営業活動によるキャッシュ・フロー」、「投資活動によるキャッシュ・フロー」、「財務活動によるキャッシュ・フロー」及び「現金及び現金同等物の期末残高」を記載する。

### (3) 業績予想

#### 売上高、経常利益、当期純利益、1株当たり年間配当金（マイナスの場合は数値の前に「」を表示する。）

- ・通期の業績予想を可能な範囲で記載する。
- ・1株当たり年間配当金欄には、1株当たり中間配当金と1株当たり期末配当金（予想額）との合計を記載する。
- ・無配の予想を行う場合は「0円0銭」と記載する。

#### 1株当たり予想当期純利益（通期）

普通株式に係る予想当期純利益

---

期末発行済株式数（当中間期末）

- ・分子は、企業会計基準第二号 一株当たり当期純利益に関する会計基準12～20の算定方法に基づく。
- ・分母は、1.(3)「財政状態」の欄外に記載する当中間期の「期末発行済株式数」とする。
- ・上記以外の方法により算出する場合（既に決議・開示されている株式分割等による株式数の増加を考慮する場合など）には、その旨と計算上の根拠を注記する。

#### 業績予想の利用又は業績予想の開示形式に関する注意文言等の記載

- ・「経営成績及び財政状態」等における記載内容を参照すべき旨と参照ページを記載する。
- ・何らかの合理的な事情により、「中間決算短信（非連結）」を所定の様式に沿って作成していない場合には、その旨を記載する。なお、「経営成績及び財政状態」において、その理由を載する。

## 2 添付資料

### (1) 企業集団の状況

- ・有価証券報告書の「事業の内容」に記載する「事業系統図」、「関係会社の状況（半期報告書において記載する予定の「関係会社の状況」の内容を含む）」等を利用し、親会社や重要な関係会社等を分かりやすく記載する。
- ・上場会社の中間期末時点の子会社のうち、国内の証券市場に株式を上場（又は公開）している会社について、その会社名及び公開市場の名称を記載する。

### (2) 経営方針並びに経営成績及び財政状態

- ・「定性的情報の記載要領」参照

### (3) 中間財務諸表等

- ・中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間キャッシュ・フロー計算書（当中間期、前年中間期及び前期の比較形式）並びに中間財務諸表作成の基本となる重要な事項を添付する。（中間財務諸表等規則に基づいて記載する。）
- ・「中間財務諸表作成の基本となる重要な事項」については、当中間期に中間財務諸表作成の基本となる重要な事項の変更があった場合（前期と比較して）には、その内容及び損益に与える影響額も記載する。
- ・中間財務諸表等規則において記載が求められる注記事項等（中間財務諸表等規則第5条の3から第5条の5まで、第5条の7及び第5条の8に定める注記事項等を除く。）を記載する（脚注形式でも別紙形

式でも可)。ただし、中間貸借対照表、中間損益計算書上他の科目と区別して記載のあるもの又は「経営成績及び財政状態」等他の適当な箇所に記載があるものは注記を要しない。

- ・上記以外の中間財務諸表等規則において記載が求められる注記事項等（中間財務諸表等規則第5条の3から第5条の5まで、第5条の7及び第5条の8に定める注記事項等、以下に掲げる～の事項）については、別紙形式（注記の表題を掲げて表示する方式）で記載する（当中間期、前年中間期及び前期の比較形式）。

リース取引  
有価証券  
デリバティブ取引  
持分法投資損益  
継続企業の前提

継続企業の前提に関する注記は、適時開示規則第2条第1項第1号afの規定により、上場会社が、中間財務諸表等に継続企業の前提に関する事項を注記することを決定した場合、直ちに開示する必要がある（中間決算発表時であれば中間決算短信の添付資料に記載し、中間決算発表後であれば別途資料により開示を行う。）。

継続企業の前提に関する注記において、当該事象又は状況を解消又は大幅に改善するために経営者が行った対応及び将来の計画を記載する場合は、定性的情報における「中長期的な会社の経営戦略」、「会社の対処すべき課題」、「経営成績」、「財政状態」の記述と内容的に重複するものであっても、当該記載欄に独立して記載するものとする。

- ・普通株式と権利関係の異なる種類株式（優先株、劣後株、子会社連動配当株等）を発行している場合は、1株当たり中間（当期）純利益の計算内容並びに種類毎の期中平均株式数及び期末発行済株式数についても記載する。

- ・当中間期中に発行済株式数の増加又は減少があった場合には、その内容を記載する。

新株発行：発行形態（公募、株主割当又は第三者割当による新株式の発行、転換予約権付株式又は強制転換条件付株式の転換、新株予約権又は新株予約権付社債に係る新株予約権の行使、合併又は株式交換等の別を記載する。）、発行株式数、発行価格及び資本組入額

株式分割（併合）：分割（併合）比率又は発行（減少）株式数

自己株式の消却：消却株式数及び株式の取得価額の総額

- ・新株式と旧株式の配当が異なる場合、記念配当又は特別配当がある場合、優先株式（劣後株式）、子会社連動配当株式等を発行している場合には、「1株当たり配当金の内訳」を「中間財務諸表作成の基本となる重要な事項」の次に記載する。

（記載例）1株当たり配当金の内訳

	年 月中間期 (中間配当)	年 月中間期 (中間配当)	×年×月期 (年間配当)
	円 銭	円 銭	円 銭
普通(旧)株式 (内訳)			
記念配当			
特別配当			
普通(新)株式			
優先株式			
子会社連動配当株式			

- ・当該中間会計期間において株式分割を行った会社については、1株当たり指標（1株当たり当期純利益、1株当たり年間配当金、1株当たり株主資本）の遡及修正（現在の発行済株式数（期中平均株式数）を基準に過去に算定した数値を遡って修正・調整することで指標としての継続性を保持する措置）を行い、その値を「1株当たり指標遡及修正値」として記載する。

（記載例）1株当たり指標遡及修正値

決算短信に記載されている1株当たり指標を 年 月中間期の数値を100として、これまでに実施した株式分割等に伴う希薄化を修正・調整した数値に表示しますと以下のとおりとなります。

	年 月期	×年×月期	
	中 間	中 間	期 末
	円 銭	円 銭	円 銭
1株当たり当期純利益			
1株当たり配当金			
1株当たり株主資本			

(注) 年 月期に株式分割を実施

効力発生日 年 月 日に1:2の株式分割

(4) 生産、受注及び販売の状況(当中間期、前年中間期及び前期の比較形式)

- ・「経営成績及び財政状態」等他の適当な箇所に記載があるものは記載を要しない。

(5) その他

- ・記者会見、中間決算説明会(中間決算発表後一両日程度以内実施されるもの)において使用することを目的に、中間決算短信及び上記(1)から(4)までの添付資料以外の内容を含む資料を作成した場合には、当該資料を中間決算発表資料に添付する、又は、「中間決算発表資料の追加(中間決算説明会資料)」等として開示する。

(注) 1 添付資料の金額単位は原則として決算短信(連結)の1枚目と同一(百万円単位)とする。ただし、添付資料の金額単位が1枚目の金額単位未満(千円単位)となる場合は同一でなくてもかまわない。

2 リース取引及びデリバティブ取引に係る注記事項は、記載を省略することができる(半期報告書がEDINETにより開示される場合に限る。)。この場合には項目名を削除せず、「EDINETにより開示を行うため記載を省略している」旨記載すること。なお、開示することを妨げるものではない。

3 中間決算期末後40日以内に中間決算発表をする会社については、中間決算発表時点までに注記事項(有価証券、持分法投資損益及び継続企業の前提に係る注記を除く。)の記載内容が定まっていなかった場合であっても、当該注記事項を省略しても中間決算発表が可能と上場会社が判断したときは、当該注記を省略して中間決算発表を行うことができる。なお、この場合には、各項目名を削除せず、「記載が可能になり次第『中間決算発表資料の追加』として開示する」旨及び追加開示の予定時期を記載し、中間決算発表時点で省略した注記事項については、中間決算期末後70日以内において記載が可能になり次第「中間決算発表資料の追加(注記事項【追加する注記事項の名称】)」(複数の注記事項について同時に追加開示する場合は、必ずしもすべての注記事項の名称を記載する必要はないが、複数の注記事項についての開示であることが分かるものとする。)として開示すること。

4 中間決算短信(非連結)の1枚目及び添付資料はA4判で作成する。また、1枚目の部分が2枚にわたる場合、表中の数値は1枚目に記載し、注記事項を2枚目に記載する。

## 「決算発表資料」作成に際しての留意事項

### 1. 分かりやすい開示資料の作成に関するお願い

決算短信添付資料（特に定性的情報）の作成にあたっては、一般投資者がこれを直接利用する機会が増加していることを踏まえ、できる限り分かりやすい表現、見やすい表示を心がけていただくようお願いいたします。具体的には、以下の点についてご配慮願います。

業種や業界において使用される専門用語については、できる限り注釈を欄外に付していただくようお願いいたします。

文章表現においては、具体性に配慮し、難解な表現はできる限り避けるようお願いいたします。

（決算発表資料として添付される）決算説明会資料等においては、グラフや図表を積極的に活用し、見やすい表示を心がけていただくようお願いいたします。

開示資料（TDnet登録用にPDF化する資料）作成にあたって、分かりやすさの観点から文書や数字をカラー表示（当該資料を印刷する際に見にくくなる色彩は避けてください。）することもご考慮ください。

### 2. 会社が自主的に作成する資料等の開示方法について

最近、環境、知的財産、内部統制、社会的責任等に関連した自社の考え方等をまとめた資料を決算説明会用とは別に作成、開示する事例が増加していますが、当取引所ではこのように会社が自主的に作成する資料等を積極的に公表されることを歓迎しています。なおこうした資料を作成、開示される場合には、以下の点にご留意いただくようお願いいたします。

当該資料を決算発表、決算説明会等に使用される場合は、他の同種の資料と同様、決算短信添付資料としてTDnetによる登録、開示をお願いします。

これらの資料は決算発表時に添付が求められるものではなく、それぞれ独立した時期での公表が可能です。ただし、作成、公表される場合は、TDnetによる登録、開示をお願いします（開示項目名は該当する内容が分かるもので結構です。また、この場合には、原則としてTDnet開示資料選択区分「PR情報等」を選択してください。）

開示内容において決算発表資料の修正や適時開示規則上の開示項目として新たに開示される内容がある場合は、適時開示規則に基づく開示を行ってください。

### 3. 「注記事項」、「定性的情報」の決算発表時における省略の可否並びに追加開示の要否等(一覧)

#### 【注記事項】

注記事項	開示方法	決算発表時の省略	追加開示の要否、方法
セグメント情報	別紙形式	不可	
リース取引	別紙形式	可(EDINETにより有価証券報告書が開示される場合)	不要
関連当事者との取引	別紙形式	決算期末後40日以内に決算発表を行う場合で、決算発表時に内容が定まっていないときに可能	必要 決算期末後70日以内において記載が可能になり次第、「決算発表資料の追加(注記事項)」として開示
税効果会計	別紙形式	決算期末後40日以内に決算発表を行う場合で、決算発表時に内容が定まっていないときに可能	必要 決算期末後70日以内において記載が可能になり次第、「決算発表資料の追加(注記事項)」として開示
有価証券	別紙形式	不可	
デリバティブ取引	別紙形式	可(EDINETにより有価証券報告書が開示される場合)	不要
退職給付	別紙形式	決算期末後40日以内に決算発表を行う場合で、決算発表時に内容が定まっていないときに可能	必要 決算期末後70日以内において記載が可能になり次第、「決算発表資料の追加(注記事項)」として開示
継続企業の前提	別紙形式	記載の必要がない場合は記載不要	記載の必要が生じた場合は直ちに開示
持分法投資損益(非連結)	別紙形式	不可	
上記以外の注記事項	別紙形式 又は 脚注形式	決算期末後40日以内に決算発表を行う場合で、決算発表時に内容が定まっていないときに可能	必要 決算期末後70日以内において記載が可能になり次第、「決算発表資料の追加(注記事項)」として開示

#### 【定性的情報】

記載内容	記載の要否	決算発表時の省略	追加開示の要否、方法	
経営方針	a 会社の経営の基本方針	原則必要	原則不可	
	b 会社の利益配分に関する基本方針	原則必要	原則不可	
	c 投資単位の引下げに関する考え方及び方針等	必須(投資単位が50万円以上の場合) (中間は任意)	決算発表時に内容が定まっていない場合に可能	必要 決算期末後70日以内において記載が可能になり次第、「決算発表資料の追加(投資単位の引下げに関する事項)」として開示
	d 目標とする経営指標	原則必要	原則不可	
	e 中長期的な会社の経営戦略	原則必要	原則不可	
	f 会社の対処すべき課題	原則必要	原則不可	
	g コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及びその施策の実施状況	必須 (中間は任意)	決算発表時に内容が定まっていない場合に可能	必要 決算期末後70日以内において記載が可能になり次第、「決算発表資料の追加(コーポレート・ガバナンスに関する事項)」として開示
	h 関連当事者との関係に関する基本方針	原則必要	原則不可	
	i その他、会社の経営上重要な事項	原則必要	原則不可	
経営成績及び財政状態	a 経営成績	原則必要	原則不可	
	b 財政状態	原則必要	原則不可	

## 定性的情報の記載要領

平成16年3月26日改訂

### はじめに

重要な会社情報の適時かつ適切な開示を通じて、投資者の合理的な投資判断機会が確保されることは、投資者の有価証券市場に対する信頼を維持し、国民経済的に重要な我が国の有価証券市場の公正性・円滑性を確保する上で、必要かつ不可欠な条件です。こうした観点から、名古屋証券取引所（以下、「名証」といたします。）では、「上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則」において様々な会社情報の開示をお願いしておりますが、中でも上場会社の「決算に関する情報」は、上場会社の最新の経営成績・財政状態等に関する情報を包括的に提供するものであり、投資者の投資判断の基礎となる最も重要な情報の一つと位置づけられます。

上場会社の「決算に関する情報」には、通常、開示の対象となる事業年度（又は中間会計期間）に係る各種の財務諸表が含まれますが、投資者の合理的な投資判断を促す上では、そうした数値情報の開示だけでなく、その背景にある事業活動の状況等に関する上場会社の知り得る事実及び上場会社自身の分析等を同時に開示することによって、上場会社と投資者若しくは投資者間の情報格差を的確に是正することが求められます。

また、一般に投資者の投資判断は、上場会社が将来に生み出す利益、キャッシュ・フロー等に対する期待を反映するものであり、将来の事業活動に対する上場会社自身の方針及び将来の経営成績及び財政状態に関する上場会社自身の予測の開示は、投資者の合理的な投資判断の形成に極めて大きな意義を有しています。この点につきましても、上記と同様に、発行会社と投資者若しくは投資者間の情報格差を是正するため、その的確な開示が求められるところです。

これらを踏まえて、名証では、平成11年4月以降、上場会社各社に対し「決算に関する情報」を開示する際の「決算短信」等の添付資料において、「定性的情報」（上場会社の経営方針、経営成績及び財政状態並びに予測財務情報等について、上場会社自身の見解を文書情報として記載したもの）の記載及びその内容の充実を継続的に要請しています。

### 定性的情報の開示に関する一般的な注意事項

- a 定性的情報の開示に際しては、その内容を「経営方針」と「経営成績及び財政状態」に区分し、それぞれの記載要領において掲げる項目を参考にしつつ、上場会社各社の実態に応じて、可能な限り具体的にかつ平易に記述することが望まれます。
- b 記載要領において掲げられた項目（「投資単位の引下げに関する考え方及び方針等」及び

「コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及びその施策の実施状況」を除く。)は、あくまでも定性的情報の記載内容を例示するものにすぎず、それらの項目のすべてを記載することが常に求められるものではなく、また、記載要領に掲げられていない項目であっても、上場会社が投資者の投資判断に有益と判断する事項については、適宜、記載することが望まれます。

c 「経営方針」と「経営成績及び財政状態」の記載内容、あるいはそれぞれの記載内容中の各項目において、相互に関連する内容を伴う場合には、その都度、投資者の的確な理解を促す観点から、適宜、複合的に記載するなど適切な開示が望まれます。

d 「投資単位の引下げに関する考え方及び方針等」及び「コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及びその施策の実施状況」の2項目については、開示内容の取りまとめ作業等に時間を要し、決算短信等の早期開示の妨げになる場合には、別途、「決算発表資料の追加(投資単位の引下げに関する事項)」又は「決算発表資料の追加(コーポレート・ガバナンスに関する事項)」として開示することができます(追加開示は、遅くとも決算期末後70日以内において、開示が可能になり次第速やかに行ってください。 )。

当該項目については、決算発表時に開示する資料においては項目名を削除せず、「記載が可能になり次第『決算発表資料の追加』として開示する」旨及び追加開示の予定時期を記載してください。

また、当該項目については、各項目の記載要領に示す内容を包含する他の資料(例えば営業報告書等)がある場合には、当該資料の全部又は該当部分をT D n e t登録することで、代替することも可能です。この場合には、表題に「決算発表資料の追加(コーポレート・ガバナンスに関する事項)・営業報告書」のように代替する資料の名称も付記してください。

決算発表時に、これらの項目を営業報告書等により代替して開示することも可能です。この場合も、決算発表時に添付資料の項目名は削除せず、「他の資料により代替して開示する」旨記載し、営業報告書等の開示については表題に「決算発表資料の追加(コーポレート・ガバナンスに関する事項)・営業報告書」のように代替する資料の名称を付記してください。

## 「経営方針」の記載要領

### (a) 会社の経営の基本方針

会社経営において重視している項目(株主、投資者の経営上の位置付けも含む)について記載する。

#### <記載上の留意点>

当該項目については、「企業のポリシー」や「スローガン」といった抽象的な内容を掲げる場合が多く見られますが、そうした内容を記載する場合でも、そうした方針の背景や、その方針に基づくことによつて長期的に会社にどのような利益が生ずる見通しであるかなどを含めて、平易かつ具体的な記載が望まれます。

### (b) 会社の利益配分に関する基本方針

会社のさまざまな利害関係者間における利益配分、利益調整に関する基本的な方針、利益配当等に関する基本的な考え方、内部留保資金の使途などについて記載する。

<記載上の留意点>

利害関係者間における利益配分に関する基本的な方針の記載内容については、会社の株主に対する利益配当の視点に限定されるものではありませんのでご注意ください（例えば、自己株式の消却も広義では利益配分の範疇に含まれますし、取締役に対する報酬や取締役及び従業員に対するストックオプション等の付与に関する考え方等を記載の対象とすることも想定されます）。

また、利益配当について、目標配当性向、目標株主資本配当率等を設定している場合には、その理由及び具体的な目標数値についても記載が望まれます。

さらに、内部留保資金の使途についても、後述の「(e)中長期的な会社の経営戦略」等の記載を踏まえ、具体的な設備投資計画と関連づけた記載が望まれるところとなります。

(c) 投資単位の引下げに関する考え方及び方針等

適時開示規則第2条第7項の規定により、最近の投資単位が50万円以上の上場会社は、事業年度に係る決算発表時における当該項目の開示が義務付けられています（中間決算発表時における当該項目の開示については、任意となります。ただし、直前の決算短信の記載内容から大幅な変更が生じた場合には、開示していただくようお願いします。）。

現在の投資単位に対する会社としての認識や考え方及び将来の投資単位の引下げに対する会社としての具体的施策や方針等を記載する。

<記載上の留意点>

現状の投資単位に対する認識は、会社として現状の株価水準の高低をコメントしていただく趣旨のものではありません。名証市場における投資単位の分布において、自社のおかれている現状の水準についてコメントするようお願いします。

また、会社としての具体的施策や方針等の記載においては、「株式の分割」や「1単元の株式数のくくり直し」等、できる限り具体的な施策に関する方針や（既に実施を決定している場合は）その実施要領等を記載してください。さらに、方針に関する記載においては、時限を明示する等具体的なイメージを伴うような記述を行っていただくことが望まれますが、時限を明示しない将来的な意思表示でも差し支えありません。

なお、具体的な投資単位の引下げに関する方針が現状存在しない場合や特別の事情等で当面投資単位の引下げが困難であると考えられる場合には、投資単位の引下げについて特別の措置を必要としないと考えられる場合には、その理由等についてもご記載いただくようお願いします。

(d) 目標とする経営指標

会社が、目標として選択した経営指標（例えば、目標ROE、ROAなど）の内容、具体的な目標数値の水準、当該指標を目標として採用した理由、目標の達成に向けた具体的な取組みなどについて記載する。

なお、何らかの事情により目標とする経営指標等を有していない場合には、その旨と障害となっている事項等について記載する。

<記載上の留意点>

会社が目標として掲げる経営指標等については、それぞれの経営実態によって異なると考えられますので、採用の理由に係る記載や目標達成に向けた具体的な取組み等の記載が特に求められます<sup>(注)</sup>。なお、会社が独自の経営指標を導入している場合には、その算出方法や独自指標を採用する理由等についても、相対的に詳細な記載が望まれます。

また、既に開示された目標数値等がある場合には、その達成状況等についても（後述の「(e)中長期的な会社の経営戦略」等の記載と関連づけながら、）継続的に記載することが望まれますし、既に開示された経営指標や具体的な目標数値の水準について、変更を行う場合には、その理由についても記載すべきと考えられます。

(注) ROE (ROA) については、指標としての認知度が相対的に高く、実際の開示事例を見ても記載頻度が高い項目となっているため、これらの指標を目標として有している場合には、他社との比較可能性の観点からも、積極的な記載が望まれます。

(e) 中長期的な会社の経営戦略

会社が中長期的に検討している経営上の戦略(設備投資計画、合理化計画、重点的な研究開発及び投資分野、合併や買収等の企業結合なども含む)の内容及びその背景等について記載する。

また、既に開示又は実施している中期計画等がある場合にはその概要や進捗及び達成状況についても記載する。特に、債務免除等の金融支援を受けている場合や継続企業の前提に関する注記事項において会社としての改善計画を公表している場合は、開示されている再建計画の進捗状況(計画の進捗が順調である場合にはその旨、計画とのかい離が生じている場合にはその要因及びその後の再建計画に及ぼす影響等を含む。)を具体的に記載する。その場合、資産・負債・損益の見通しを含め、計画(事業再構築計画、資金調達計画、債務弁済計画等)との対比を数値や図表等を用いてわかりやすく記載する。

<記載上の留意点>

上記の(a)から(d)までの記載等と関連付けながら、また、個々の経営戦略を選択するに至った背景、経営判断の内容等についても言及しつつ、具体的に記載することが望まれます。

(f) 会社の対処すべき課題

会社が認識している事業上及び財務上の対処すべき課題について、その内容及び対処方法などを記載する。

<記載上の留意点>

各社の経営実態に応じて記載することが望まれます。

なお、将来的に会社の事業運営、財政状態に重大な影響を及ぼす可能性があるとして認識している事項(いわゆるリスク情報)についても、当該内容の一部として記載することが望まれます。

(g) コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及びその施策の実施状況

適時開示規則第2条第8項の規定により、上場会社は事業年度に係る決算発表時における当該項目の開示が義務付けられています。(中間決算発表時における当該項目の開示については、任意となります。ただし、直前の決算短信の記載内容から大幅な変更が生じた場合には、開示していただくようお願いします。)

現在のコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及びその施策の実施状況について最低限下記の事項を記載する。

(コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方)

個々の会社の取組みに関する基本的な方針、目的、他の経営上の問題と比較した場合の優先順位などを具体的かつ平易に記載する。

なお、上記の基本的な方針には、取締役等の選任、報酬、経営監視、コンプライアンス等の個別項目に関する内容を含むものとする。

(コーポレート・ガバナンスに関する施策の実施状況)

(1) 会社の経営上の意思決定、執行及び監督にかかる経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

会社のコーポレート・ガバナンス体制の状況に関し、以下の事項について記載する。

会社の機関の内容

会社の機関の内容としては、例えば次のような内容の記載が考えられます。

- ・ 監査役制度採用会社であるか委員会等設置会社であるかの別
- ・ 社外取締役・社外監査役の選任の状況(人数等)
- ・ 各種委員会(報酬委員会、指名委員会、監査委員会等)の概要(法律に基づかないものを含む。)
- ・ 社外役員の専従スタッフの配置状況(人数、体制等)
- ・ 業務執行・経営の監視の仕組み(模式図及びその概要説明)

内部統制システムの整備の状況(模式図及びその概要説明)

リスク管理体制の整備の状況(模式図及びその概要説明)

その他

上記以外の内容、例えば役員報酬の内容、監査報酬の内容などを有価証券報告書の「コーポレート・ガバナンスの状況」に記載する場合、その内容を記載するようお願いします。

説明の都合上必要な場合には、～の項目は適宜統合して記載することができます。業務執行・経営の監視の仕組み、内部統制システムの整備の状況及びリスク管理体制の整備の状況の模式図は、1つの模式図にまとめて記載することができます。

(2) 会社と会社の社外取締役及び社外監査役の人的関係、資本的关系又は取引関係その他の利害関係の概要

社外取締役又は社外監査役及びその近親者ならびにそれらが取締役に就任する会社と会社との人事、資金、技術及び取引等の関係を記載する（親会社、関連会社等グループ会社の出身かどうか、研究開発委託等の関係の有無、営業取引関係の有無等）。

(3) 会社のコーポレート・ガバナンスの充実に向けた取組みの最近1年間（最近事業年度の末日からさかのぼって1か年）における実施状況

実施状況の記載に際しては、委員会等の開催・出席状況、各委員会の活動・成果の概要、その他重要なものを具体的かつ平易に記載する。なお、何らかの事情によって、具体的な施策を実行していない場合には、その旨とその理由を記載する。

<記載上の留意点>

単に制度導入の事実のみを記載するだけでなく、制度導入の目的や会社の期待する効果等とあわせて記載することが望まれます。また、既に制度導入を開示している場合には、その進捗状況や顕在化した効果等についても具体的に言及することが望ましいと考えられます。

(h) 関連当事者（親会社等）との関係に関する基本方針

重要な関連当事者（とりわけ、親会社をはじめとする資本上位会社）との人事、資金、技術及び取引等の関係に係る基本的な考え方などについて記載する。

<記載上の留意点>

役員・従業員について相当数の兼務や出向者の受入れがある場合、関連当事者との間で金銭等の貸借関係、保証被保証関係等がある場合、主要な製品に係るライセンス等の供与がある場合、営業取引において親会社等に対する依存度合いが著しく高い場合、重要な製造設備等について貸借関係等がある場合などにあつては、特にそれらに関する会社の基本的な立場について、記載することが望まれます。

(i) その他、会社の経営上の重要な事項

## 「経営成績及び財政状態」の記載要領

前述の「経営方針」における記載内容を踏まえ、「経営成績」と「財政状態」に区分して、それぞれ以下に掲げる項目を考慮しつつ、会社の実態に応じて具体的に記述するよう要請しています。

なお、以下の内容は、事業年度に係る決算発表時の記載内容を前提としているため、中間会計期間に係る決算発表時の記載に際しては、「当該事業年度」を「当該中間会計期間」に、「次事業年度」を「（下半期を含めた）事業年度」に置換えてご覧ください。

### (a) 経営成績

- ・決算発表の対象となる事業年度（以下、「当該事業年度」とします）における生産、販売、損益など、当該事業年度における上場会社の業績全般及びセグメント別の動向に関する分析

当該事業年度における主な勘定科目等の増減の状況だけでなく、当該事業年度の業績に重要な影響（好影響と悪影響の双方を含む。）を与えた上場会社自身が判断する事実、取引、契約並びに経済的な環境変化の内容及びその影響の程度について記載する。

また、当該事業年度に影響を与えた事象が、次事業年度以降の業績に影響（好影響と悪影響の双方を含む）を与える可能性に関する決算発表時点の上場会社の見通しについても記載する。

なお、有価証券報告書において記載する「財政状態及び経営成績の分析」を記載する場合には、その内容を当該項目の中で記載するようお願いいたします。

- ・次事業年度における生産、販売、損益など、次事業年度における上場会社の業績全般及びセグメント別の見通し及びその前提条件等に関する分析

次事業年度における主な勘定科目等の増減見通しだけでなく、次事業年度以降の業績において重要な影響（好影響と悪影響の双方を含む。）を与える可能性がある重要な経営上の施策（合併・買収等の企業結合、重要な設備投資、新製品の企業化等）がある場合にはその概要及びその影響の程度について記載する。

上場会社によって制御が困難な経済的な環境変化等のリスクについて、上場会社が既に認識している事項がある場合にはその内容及びリスクの程度について記載する。

また、有価証券報告書において記載する「事業等のリスク」を記載する場合には、その内容を当該項目の中で記載するようお願いいたします。

- ・次事業年度以降において、当該事業年度に至るまでの業績の推移から読み取れないトレンドの変化が予想される場合にはその主な要因
- ・何らかの合理的な事情で次事業年度等に係る予想数値が開示できない場合は、その旨及びその主な要因
- ・当該事業年度等の利益処分に関する事項その他重要な事項

### (b) 財政状態

- ・当該事業年度等における資産、負債、資本及びキャッシュ・フローの状況に関する分析（増

減の状況及びその主な要因)

- ・次事業年度等の資産、負債、資本及びキャッシュ・フローの状況に関する見通し及び次事業年度等のキャッシュ・フローに重要な影響(好影響と悪影響の双方を含む)を与える事象(例えば、重要な資産等の購入又は処分、借入枠の設定状況などを含む)がある場合にはその内容とその影響の程度に関する分析
- ・次事業年度以降において、当該事業年度に至るまでの財政状態の推移から読み取れないトレンドの変化が予想される場合にはその主な要因
- ・「自己資本比率(自己資本/総資産)」、「時価ベースの自己資本比率(株式時価総額/総資産)」、「債務償還年数(有利子負債/営業キャッシュ・フロー)」、「インタレスト・カバレッジ・レシオ(営業キャッシュ・フロー/利払い)」に関する、同一の算定基準に基づく2～5年程度のトレンド

有利子負債、利払いの各項目については算出に利用した数字のベースについて注記すること。また、営業キャッシュ・フロー以外を利用して算出する場合(例えばフリー・キャッシュ・フロー)はその旨を注記すること。なお、昨年度と計算方法を変更した場合には、変更理由と遡及数値を掲載すること。

<記載上の留意点>

有価証券報告書において記載する「財政状態及び経営成績の分析」を記載する場合には、その内容を当該項目の中で記載するようお願いします。

#### 【開 示 例】

	平成11年	平成12年	平成13年	平成14年	平成15年
自己資本比率	. %	. %	. %	. %	. %
時価ベースの自己資本比率	. %	. %	. %	. %	. %
債務償還年数	. 年	. 年	. 年	. 年	. 年
インタレスト・カバレッジ・レシオ	.	.	.	.	.

自己資本比率 : 自己資本 / 総資産

時価ベースの自己資本比率 : 株式時価総額 / 総資産

債務償還年数 : 有利子負債 / 営業キャッシュ・フロー

インタレスト・カバレッジ・レシオ : 営業キャッシュ・フロー / 利払い

いずれも連結ベースの財務数値により計算している。

キャッシュ・フローは営業キャッシュ・フローを利用している。有利子負債は貸借対照表に計上されている負債のうち利子を支払っているすべての負債を対象としている。

以 上